

新規上場申請のための有価証券報告書
(I の部)

ミーク株式会社

目次

	頁
表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	10
5. 従業員の状況	11
第2 事業の状況	12
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	12
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	18
3. 事業等のリスク	19
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	25
5. 経営上の重要な契約等	31
6. 研究開発活動	32
第3 設備の状況	33
1. 設備投資等の概要	33
2. 主要な設備の状況	33
3. 設備の新設、除却等の計画	33
第4 提出会社の状況	34
1. 株式等の状況	34
2. 自己株式の取得等の状況	42
3. 配当政策	42
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	43
第5 経理の状況	55
1. 財務諸表等	56
(1) 財務諸表	56
(2) 主な資産及び負債の内容	90
(3) その他	92
第6 提出会社の株式事務の概要	96
第7 提出会社の参考情報	97
1. 提出会社の親会社等の情報	97
2. その他の参考情報	97
第二部 提出会社の保証会社等の情報	98
第三部 特別情報	99
第1 連動子会社の最近の財務諸表	99
第四部 株式公開情報	100
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	100
第2 第三者割当等の概況	103
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	103
2. 取得者の概況	103
3. 取得者の株式等の移動状況	103
第3 株主の状況	104
[監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年2月14日
【会社名】	ミーク株式会社
【英訳名】	MEEQ Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員社長 峯村 竜太
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
【電話番号】	03-4226-3119
【事務連絡者氏名】	執行役員兼経営管理室長 安井 允彦
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号
【電話番号】	03-4226-3119
【事務連絡者氏名】	執行役員兼経営管理室長 安井 允彦

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (千円)	8,170,841	9,993,758	6,882,990	5,976,244	5,375,659
経常利益 (千円)	337,481	613,511	723,680	816,791	784,648
当期純利益 (千円)	220,608	401,420	473,876	535,001	542,828
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (株)	97,200	97,200	97,200	97,200	97,200
純資産額 (千円)	1,210,660	1,621,574	2,095,450	2,576,995	3,119,823
総資産額 (千円)	2,478,763	5,323,894	3,231,276	3,969,480	4,275,791
1株当たり純資産額 (円)	12,455.36	16,585.19	21,460.46	264.14	319.99
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 (円)	2,269.64	4,129.84	4,875.27	55.04	55.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	48.8	30.3	64.6	64.7	72.7
自己資本利益率 (%)	36.1	28.4	25.6	23.0	19.1
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	781,919	523,431
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△127,347	△248,039
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△222,794	△22,794
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	—	—	—	2,007,627	2,260,226
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	19 (—)	28 (1)	32 (1)	41 (5)	59 (5)

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を第4期の期首より適用しており、第4期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため、記載しておりません。
5. 潜在株式調整後1株当たりの当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 第2期、第3期及び第4期についてはキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
8. 第5期及び第6期の投資活動によるキャッシュ・フローの減少は、ソフトウェア開発、通信機器取得等によるものであります。また、第5期の財務活動によるキャッシュ・フローの減少は借入金及びリース債務の支

払いによるものであり、第6期の財務活動によるキャッシュ・フローの減少はリース債務の返済によるものであります。

9. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
10. 主要な経営指標等の推移のうち、第5期以降の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）の規定に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
第2期、第3期及び第4期については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
11. 第5期において第4期の誤謬の訂正を行い、当該過年度の誤謬の訂正による影響額を第5期の財務諸表における期首利益剰余金、売掛金等の額に反映させた結果、第5期の財務諸表の数値と定時株主総会において承認された計算書類の数値が一部異なっております。この結果、第5期の期首利益剰余金が53,456千円減少しております。なお、上表の第4期の数値には当該金額を反映させておりません。
12. 第4期、第5期及び第6期の減収の要因は、特定の2社がキャリア化及び通信キャリアによる買収をうけたため新規取引が発生しなくなったこと、各通信キャリアからのモバイル通信回線の調達単価の低下による、顧客への販売単価の下落等によるものであります。
13. 第4期及び第5期の増益の要因は、顧客への販売単価等が下落する一方で、利益額については維持できていることによるものであります。
14. 当社は2024年12月4日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
15. 2024年12月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。そこで東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審査第133号）に基づき、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第2期、第3期及び第4期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
1株当たり純資産額（円）	124.55	165.85	214.60	264.14	319.99
1株当たり当期純利益（円）	22.69	41.29	48.75	55.04	55.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益（円）	—	—	—	—	—
1株当たり配当額（うち1株当たり中間配当額）（円）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は2019年3月に設立され、2019年5月にスマートフォン向け通信サービスを提供するMVNEサービス（注1）をソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社から承継し、事業を開始しました。

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社では、2013年4月にMVNE事業を開始して以来、パートナー事業者のニーズに合わせた柔軟な価格体系とサービス設計により、競争力のある事業参入をサポートしてきました。この点、従来のスマートフォン向けを中心としたMVNEサービスに加えて、IoT向け通信サービスのニーズが高まるなか、IoT通信領域での事業を拡大し、MVNE事業の更なる発展を目指すために、当社を設立しました。

当社設立以後の経緯は、以下のとおりあります。

年月	事項
2019年3月	東京都品川区にて当社設立（資本金10,000千円）。なお、設立時より取締役会設置
2019年5月	スマートフォン向け通信サービスを提供するMVNE事業をソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社よりの事業承継にて開始
2019年12月	3キャリア（注2）に対応したIoT向けデータSIMの提供を開始
2020年8月	SREホールディングス株式会社との間で、AI技術とIoT回線の融合による新しいサービスの提供を実現することを目的として業務提携
2020年8月	東京都品川区から東京都渋谷区へ本社移転
2021年3月	MVNE事業者として5G通信に対応した3キャリア回線の提供を開始
2021年3月	法人向けIoT通信回線プラットフォーム『MEEQ』の提供を開始
2021年6月	国際ローミング（注3）に対応したSIMを提供開始
2021年7月	SREホールディングス株式会社と資本提携
2021年8月	当社と大阪瓦斯株式会社が、当社サービスを提供する産業・事業領域の拡大と、顧客ニーズに対応したサービス・ソリューションの拡充を目的として資本提携
2022年5月	株式会社ソラコムとの間で、IoT市場の多様なニーズに応えて市場の拡大に貢献することを目的として、業務提携
2022年6月	IoTデータ活用によるDXを推進する「MEEQ AI」サービスを提供開始
2022年6月	1枚で国内・海外の複数の通信キャリアを利用できる「MEEQグローバルSIM」サービスを提供開始
2022年10月	「MEEQ SIM」、NTTドコモとKDDI回線の5G通信対応オプションを提供開始
2022年12月	「ソニーネットワークコミュニケーションズスマートプラットフォーム株式会社」から「ミーク株式会社」へ社名変更
2022年12月	企業や行政機関・自治体のDXを推進、IoT向け通信回線の管理・運用を簡便化するMEEQ APIサービスを提供開始
2023年6月	MVNE事業者としてドコモ回線においてeSIMの提供を開始
2024年3月	東京センチュリー株式会社、TIS株式会社と資本提携
2024年5月	株式会社ファミリーマート、加賀電子株式会社、ヤンマーベンチャーズ株式会社、あいホールディングス株式会社、株式会社エアトリ、株式会社インバウンドプラットフォームと資本提携
2024年6月	MVNE事業者として「MNPワンストップ」を提供開始
2024年7月	IoTサービスの運営をサポートする機能を揃えた「MEEQビジネスツールズ」の提供を開始

（注）1. MVNE（Mobile Virtual Network Enabler）とは、「仮想移動体サービス提供者」を指します。MVNEは、

MVNO（Mobile Virtual Network Operator）「仮想移動体通信事業者」の支援をする事業者であります。どちらも「移動体通信事業者」とは異なり、基地局を所有していないため仮想の移動体通信のサービスを提供しています。

2. 3キャリアとは、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社の通信回線事業者の3社を指します。

3. 国際ローミングとは、国内で契約している携帯電話を海外でも利用する方法をいいます。

3 【事業の内容】

当社では、モバイルIoT支援事業という単一セグメントのもと、IoTサービス事業者及びDXを推進する企業向けにIoT/DXプラットフォーム『MEEQ』を提供する「IoT/DXプラットフォームサービス」、及びMVNE事業者として、多くのMVNO事業者にネットワーク及び業務システム、業務支援等を提供する「MVNEサービス」を展開しております。

(1) 事業の特徴

① 基幹サービスについて

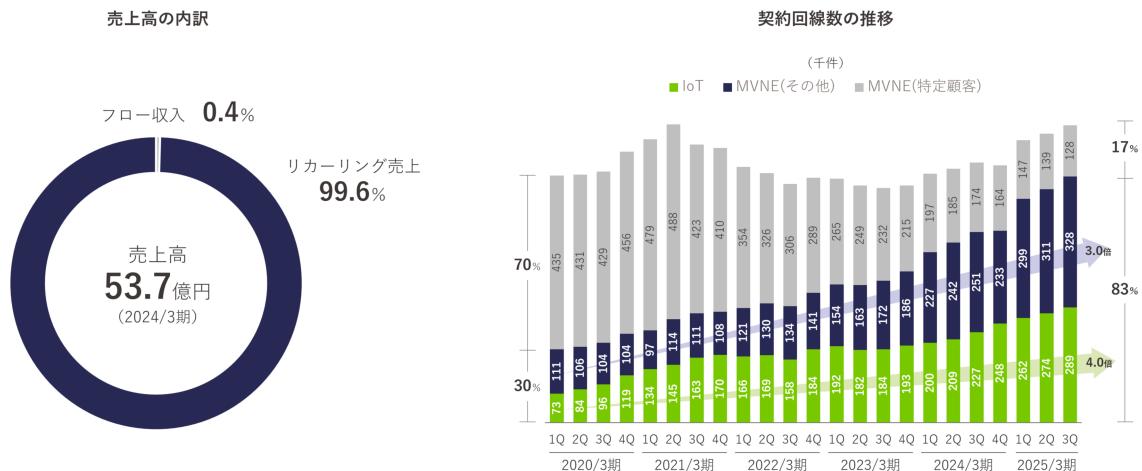
それぞれのサービスの内容については下記のとおりとなります。

区分	IoT/DXプラットフォームサービス	MVNEサービス
説明	『MEEQ』は、SIMを活用したSaaS型IoTプラットフォームであり、Web上の画面から、簡単に1回線からSIMの購入・管理が可能となるサービスです。通信やデータ処理のノウハウ不足でIoTやDXの取組みに苦戦している全領域の企業向けに開発しました。『MEEQ』を導入することで、多数の通信回線であっても管理が可能となり、ノーコードでシステム開発無くIoTシステムの実現が可能となるよう努めています。	NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3キャリアに対応したMVNE事業者として、MVNO事業者に対してSIM調達(MNO(注)との交渉を含む)、事業者間精算の運用、サービス設計、その他各種サポート(新規MVNO事業への参入や収益拡大サポート)を実施しております。

(注) MNO (Mobile Network Operator) : 移動体通信事業者

売上のほとんどはリカーリング売上(注)となっております。また、IoT/DXプラットフォームサービスの契約回線数は順調に推移しています。MVNEの顧客は横ばいで推移しておりますが、特定顧客(楽天モバイル株式会社及びソフトバンク株式会社(旧LINEモバイル株式会社))がMNO化したことによる利用回線数減少の影響を受けてのものであるため、それ以外の顧客の利用は着実に増加しております。

(注) 月次で継続的に計上する売上



② 3キャリアとのL2接続（注1）と閉域網（注2）について

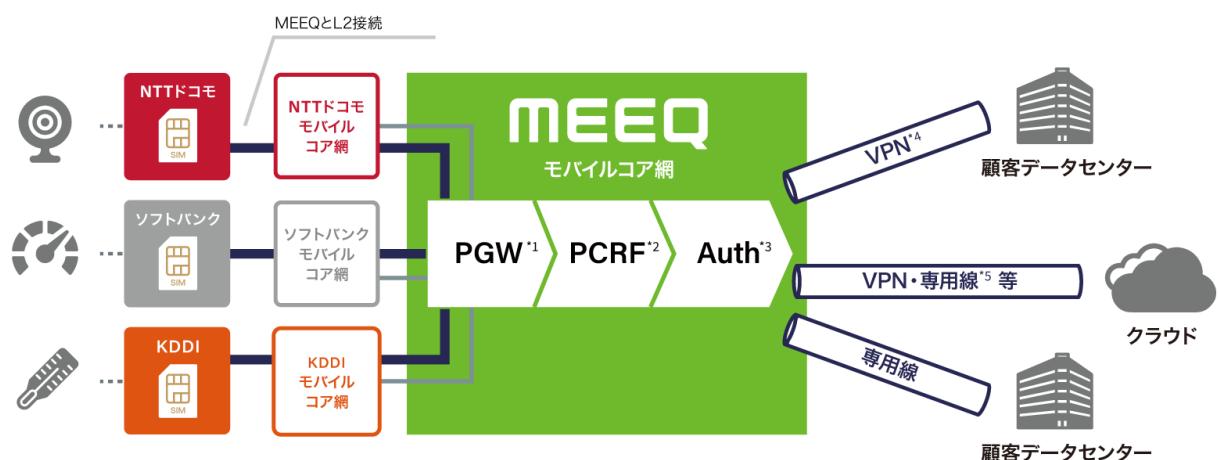
当社は、3キャリアすべてとL2接続を行っており、通信速度制限などの独自料金体系等の設定が可能となっております。3キャリアすべてとL2接続を行っているMVNE事業者は、日本では数少ないため、当社の強みと考えております。

MVNE事業への参入は、ネットワーク設備の構築・運用のために必要な技術力や、MNOとの設備の接続や業務構築のために必要な通信事業に関する知見、設備投資等の固定費を回収できるだけの顧客獲得が必須となり、参入障壁が高いと考えております。

- （注）1. MVNEやMVNOが自社のネットワークをMNOのネットワークと接続する際の接続形態の1つであります。L2接続（レイヤー2接続）とは、MNOとMVNEやMVNOのパケット中継装置（PGW）がL2トンネルで結ばれる接続形態であり、ユーザーにMVNOのIPアドレスを割り当てることができます。
2. 閉域網とは、インターネット接続と分離することで、セキュリティを確保したネットワークのことであります。不特定多数のユーザーが利用するインターネットとは別に関係者のみが接続できる通信回線を利用することで、企業の機密情報や顧客情報、個人情報などの重要情報の漏洩事故を未然に防止するために利用します。



その上で、当社では、3キャリア混合の閉域網を構築することが可能であり、例えば、クレジットカード決済システム等のセキュアな回線網についても対応可能であります。



*1 PDN Gateway：パケット交換機 *2 Policy and Charging Rules Function：通信ポリシー決定機能 *3 Authenticator：認証機能

*4 Virtual Private Network：仮想専用線 *5 接続点間を物理的または論理的に「1対1」で接続する回線サービス

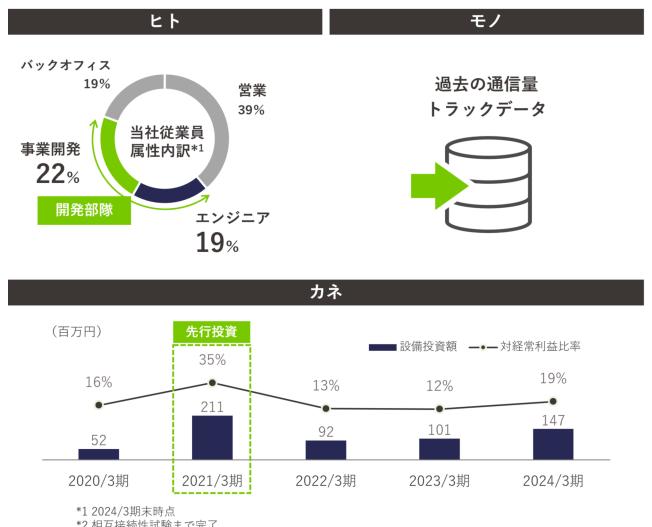
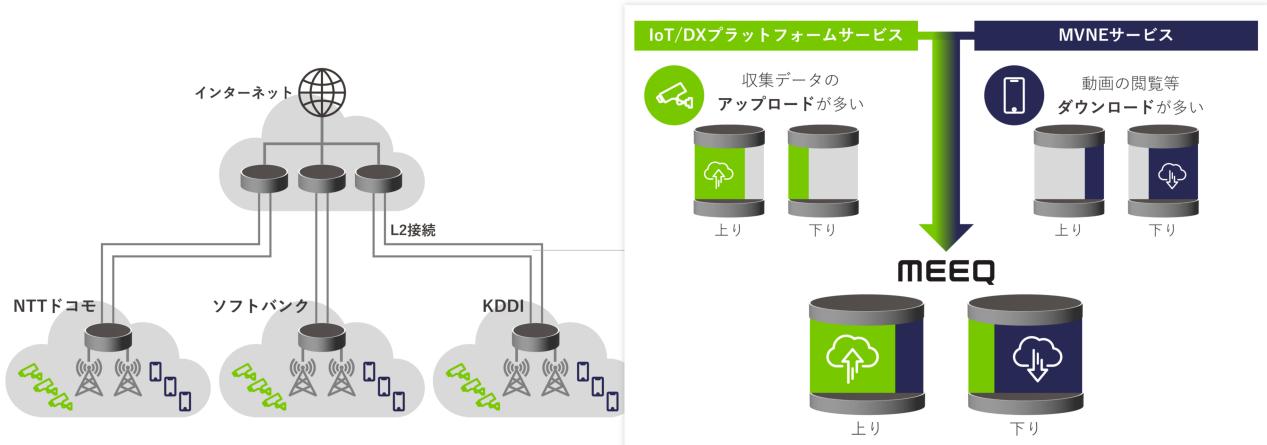
③ 2つの基幹サービス展開による帯域の有効活用・コスト競争力

IoT/DXプラットフォーム『MEEQ』を提供する「IoT/DXプラットフォームサービス」、及びMVNE事業者として、多くのMVNO事業者にネットワーク及び業務システム、業務支援等を提供する「MVNEサービス」の2つの基幹サービスを展開しております。

「IoT/DXプラットフォームサービス」の開始前、すなわち、「MVNEサービス」のみを事業として行っていた際には、スマートフォンによる動画ダウンロード等の下り回線を使用するが多く、アップロードの上り回線については空き帯域が多く生じている状況でした。

「IoT/DXプラットフォームサービス」の展開後、IoTデバイス等から収集される各種データのアップロードが多く、上り回線の空き帯域の有効活用が可能となりました。「IoT/DXプラットフォームサービス」では、帯域確保のための追加コストが比較的かからず、コスト競争力に優位性が生じていると考えております。

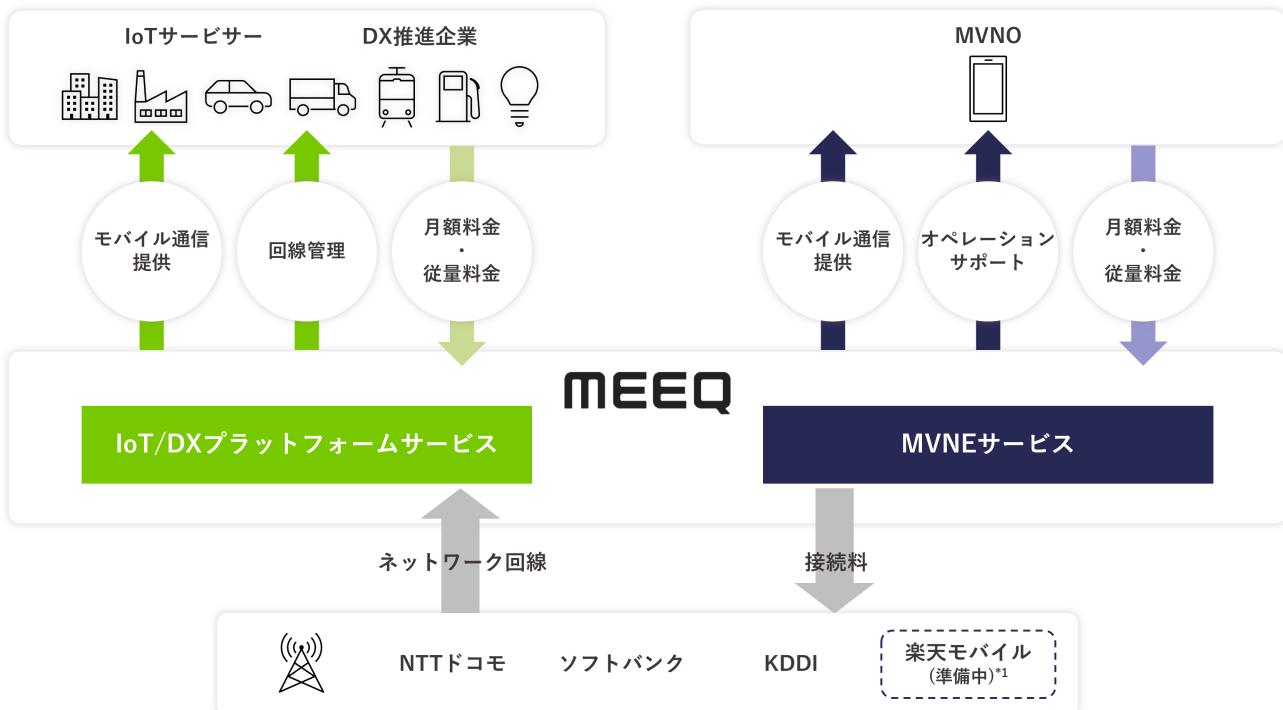
また、帯域が過剰に余ってしまうことは利益率の低下につながり、帯域の不足は品質の低下につながる恐れがありますが、当社は将来の通信量を予測して帯域を構え、割当を機動的に調整するノウハウを有しておりますため、ヒト、モノ、カネの資産を効果的に活用していると考えております。



④ 事業系統図について

当社の事業系統図は、下記のとおりであります。

[事業系統図]



(2) 具体的な製品又はサービスの特徴

(IoT/DXプラットフォームサービス)

『MEEQ』は、SIMを活用したSaaS型IoTプラットフォームであり、Web上の画面から、簡単に1回線からSIMの購入・管理が可能となるサービスであります。通信やデータ処理のノウハウ不足でIoTやDXの取組みに苦戦している全領域の企業向けに開発しました。『MEEQ』を導入することで、多数の通信回線であっても管理が可能となり、ノーコードでシステム開発無くIoTの導入、DXの実現が可能になると考えております。

これらのサービス内容により、以下のような多種多様な顧客の課題の解決を図っております。

電波が届きにくいエリアでの通信環境を整えたい	小規模なプロジェクトで使用したい	高セキュリティな通信環境を構築したい
 <p>3キャリアの回線に接続対応することで課題解決しております。 電波の届きにくい場所でも通信がしやすいよう、使用場所に応じてキャリアの選択が可能。 ※楽天モバイルは相互接続性試験まで完了</p>	 <p>月額143円（税込）から利用可能で、SIM 1枚からの発注も可能（スマートスタートも可能）。例えば、センサー向けであれば10MB程度の低速使い放題プラン、監視カメラ向けであれば、月間40GB程度の大容量プラン等、用途に応じたプラン選択が可能。</p>	 <p>クラウド環境であっても、オンプレミス（注）であっても、閉域網の構築が可能であることで課題解決しております。 インターネットから物理的あるいは論理的に分離されたネットワークとなるため、不特定多数から直接アクセスを受けないセキュアな通信環境を構築することが可能。</p>

（注）サーバーやソフトウェアなどの情報システムを、ユーザー担当者が管理できる施設の構内に設置して運用すること。

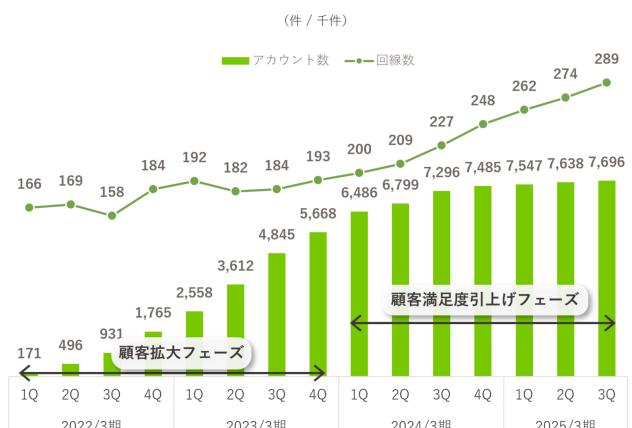
IoTサービスを海外に向けて展開したい	通信量・接続状況の確認にかかる工数を減らしたい	現場業務をデジタル化して円滑化したい
 <p>約180の国・地域に対応できるグローバルSIMにより、海外のIoTビジネス展開を可能に。 利用する国に関係なく、約180の国・地域で料金が一律となる低容量向けのプランも提供しております。</p>	 <p>導入から管理までワンストップで操作することが可能となるコンソール画面を用意。 多数のSIMをグループ化するなど、使いやすい機能を提供。</p>	 <p>ノーコードでソフトウェア開発不要な「MEEQデータプラットフォーム」により企業のDXを実現</p>

『MEEQ』は、車両管理やトラッキングシステム、見守り端末等、様々な場面で利用されております。また、DXの浸透を追い風に、顧客数は急ピッチで増加しており、アカウント数は、サービス開始後3年で約7,500アカウントに到達しております。

主な導入事例

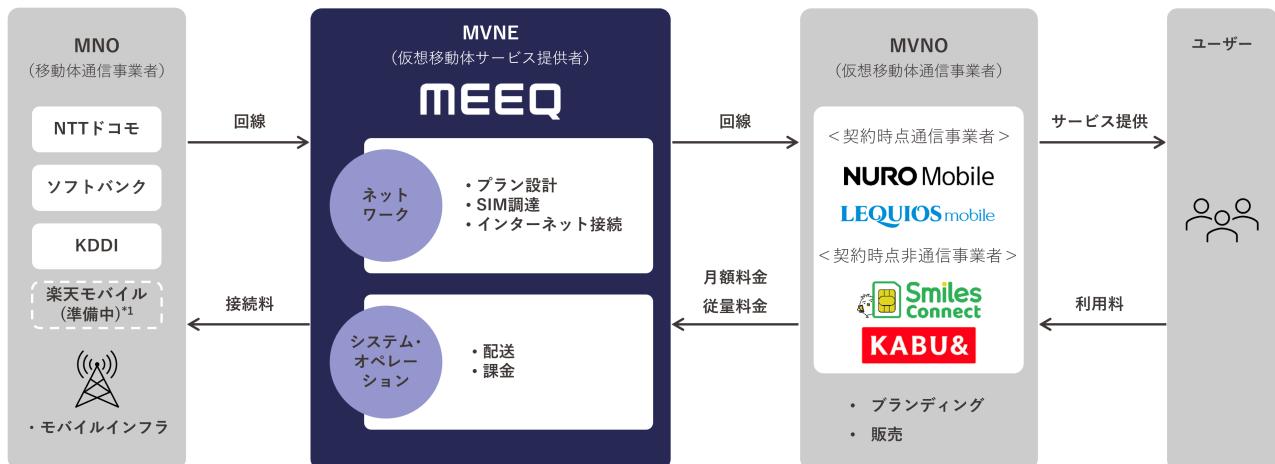


顧客数の推移



(MVNEサービス)

NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクの3キャリアに対応したMVNE事業者として、MVNO事業者に対してSIM調達（MNOとの交渉を含む）、事業者間精算の運用、サービス設計（ID卸・帯域卸）、その他各種サポート（新規MVNO事業への参入や収益拡大サポート）を実施しております。

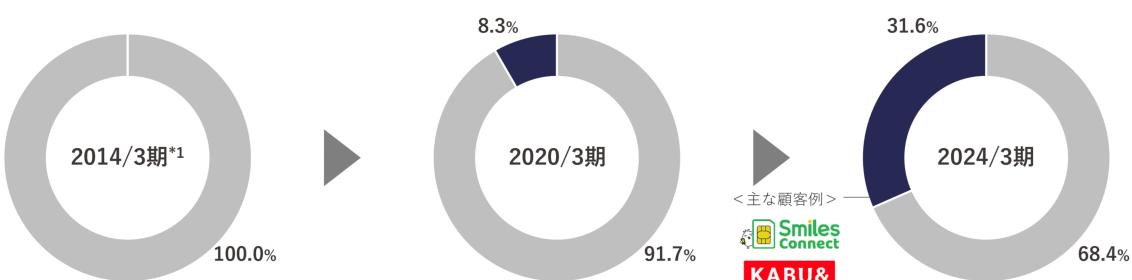


*1 相互接続性試験まで完了

MVNEサービスにおける顧客属性は、2024年3月期時点では通信事業者がおよそ70%を占めております。しかし、非通信事業者（MVNO事業開始までは通信事業者ではなかった顧客）の参入が加速しており、非通信事業者の割合が急拡大しております。

顧客属性の変化（顧客数に占める属性内訳）

■ 通信事業者 ■ 非通信事業者



*1 ソニーネットワークコミュニケーションズからの事業承継前

4 【関係会社の状況】

2024年3月31日現在

名称	住所	資本金 (億円)	主要な事業の内 容	議決権の所 有割合又は被 所有割合 (%)	関係内容
(親会社) ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	東京都港区	80	インターネット接 続サービス等	被所有 58.8	当社サービスの提供 物流業務の委託
(親会社) ソニー株式会社	東京都港区	30	エンタテインメン ト・テクノロジー &サービス等	被所有 (58.8)	当社サービスの提供
(親会社) ソニーグループ株式会社	東京都港区	8,814	ゲーム＆ネットワ ークサービス等	被所有 (71.9)	当社サービスの提供 ネットワーク回線費の支払 役員兼任あり

- (注) 1. ソニーグループ株式会社は、有価証券報告書を提出しております。
 2. 「議決権の所有割合又は被所有割合」欄の（ ）は間接所有割合であります。
 3. ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、ソニー株式会社、ソニーグループ株式会社は、当社の
 株式を一部譲渡したことに伴い、2024年5月15日付で当社の親会社からその他の関係会社に変更となってお
 ります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2025年1月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
73 (4)	37.7	2.5	7,668

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、モバイルIoT支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であります。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

現在、あらゆるモノがインターネットにつながるIoT (Internet of Things) の活用が世界的に加速していると認識しております。IoTデバイスの普及により、あらゆるモノがインターネットに接続され、データをリアルタイムで収集・分析することが可能となり、多岐にわたる分野でデジタルトランスフォーメーション (DX) が進展していくことで、リアルタイムでのデータ通信や、大量のデータを活用したデータ分析を行うための通信インフラの重要性は益々高まっていくと推察されます。一方で、IoTサービスを運営するためには端末と通信手段の確保、データの収集と利活用の仕組みを構築するだけではなく、ユーザーへの連絡手段の確保や料金請求、提供する端末の個別設定や配送と回収など、様々なビジネス機能も用意する必要があります。これらのビジネス機能を用意することはIoTサービスに関する知見や、技術力を必要とするため、IoTサービス導入の課題となっていると考えております。

また、MVNO市場においては、非通信事業者による参入がみられており、独自プランの設計、配送、キッティング(注)など、事業の立ち上げから運用まで幅広いサポートやコンサルティングが必要とされるケースが増加していると認識しております。

当社は、イノベーション創出を目指す顧客企業の多様なニーズに応える高品質で信頼性の高いサービスを提供することで、「世界を変える、そのイノベーションのそばに。」のVISION実現を目指します。

(注) 通信端末にSIMカードなどを挿入した状態で出荷することで、利用者がデバイス到着後にすぐに使用可能な状態にすること。

(2) 経営戦略等

当社では、モバイルIoT支援事業という単一セグメントのもと、IoTサービス事業者及びDXを推進する企業向けにIoT/DXプラットフォーム『MEEQ』を提供する「IoT/DXプラットフォームサービス」、及びMVNE事業者として、多くのMVNO事業者にネットワーク及び業務システム、業務支援等を提供する「MVNEサービス」を展開しております。

「IoT/DXプラットフォームサービス」に関しては、現在の主力商品である月額143円（税込）から利用可能なIoT向け通信「MEEQ SIM」だけでなく、海外約180の国・地域で利用できる「MEEQグローバルSIM」、システム開発なくIoTデータを収集・処理する「MEEQデータプラットフォーム」、収集したデータをさまざまに活用できる「MEEQ AI」等の周辺領域の展開を進めております。

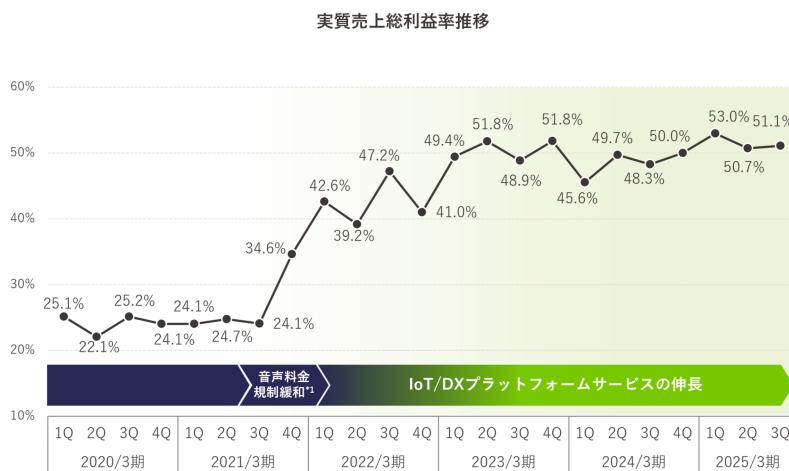
MEEQ SIM	MEEQ グローバルSIM	MEEQ データ プラットフォーム	MEEQ AI
			
月額143円（税込）から利用可能で3キャリアに対応したIoTに特化した通信サービス	1枚のSIMで国内トリプルキャリア、海外約180の国・地域で利用できる通信サービス	システム開発なくIoTデバイスのデータを収集・処理するサービス	収集・保存されたデータをAIでさまざまに処理し、自動化をノーコードで実現するサービス

「MVNEサービス」に関しては、経済圏を保有する各種企業へのアプローチを強化していくと共に、幅広いプランの作成や事業支援分野の拡大を進めております。

当社は、「IoT/DXプラットフォームサービス」及び「MVNEサービス」の拡大に向けて、大口顧客の獲得による契約回線数の拡大、帯域の有効活用の推進による実質売上総利益率（注）の高水準維持、ビジネスサポートプラット

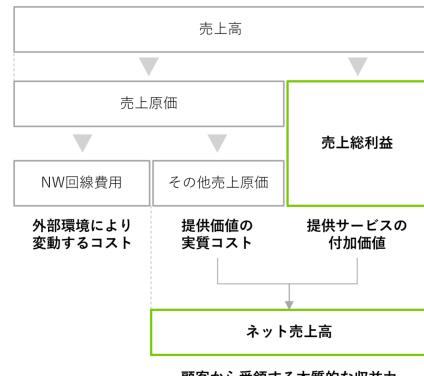
フォームによるIoTユーザーのエントリーハードル引下げを基本的な戦略としております。

(注) 実質売上総利益率は、売上総利益を、売上高からネットワーク回線費を差し引いて算出された数値で除した数値であります。ネットワーク回線費の単価下落の影響を捨象して当社の利益率を図る指標として、適切と考えております。



*1 プレフィックス番号自動付与機能導入による音声基本料の大幅値下げ

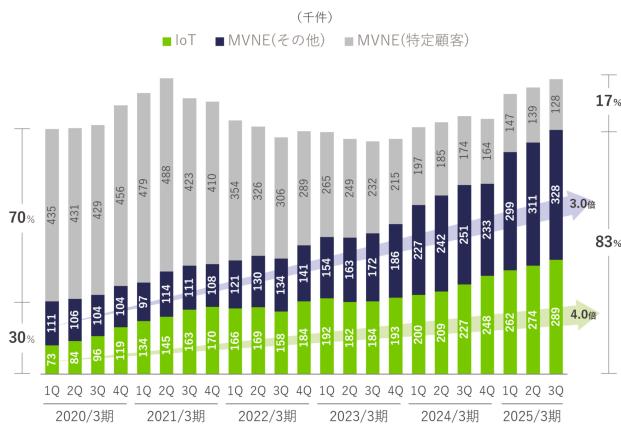
実質売上総利益率 = 売上総利益 ÷ ネット売上高
(売上高-NW回線費用)



①大口顧客の獲得による契約回線数の拡大

リカーリングビジネスの根幹を担う契約回線数の拡大は最優先事項と位置づけております。「IoT/DXプラットフォームサービス」においては、プラットフォームを用いたフル型営業や企業アライアンス活用を通じ、効率的な回線獲得に取り組んでまいります。「MVNEサービス」では、顧客基盤を持ち自社事業とモバイルサービスの連携を望む非通信事業者の取込みに取り組んでまいります。

契約回線数の推移



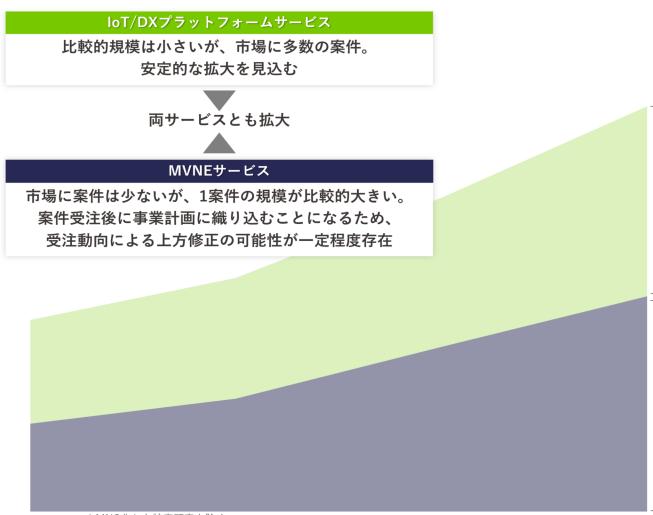
アクションプラン

MVNEサービス

- ① 案件創出（顧客基盤を有する非通信事業者へのアプローチ）
 - 資本提携先とのアライアンス活用
 - 導入事例の強化
- ② 受注率向上（非通信事業者の既存事業との連携）
 - ネットワーク・システム・オペレーションの柔軟な対応
 - IoT/DX領域の営業ノウハウ転用

IoT/DXプラットフォームサービス

- ① ロングテールニーズに対応
 - プラットフォームによる効率的なPoC案件獲得
- ② 資本提携先とのアライアンス活用
- ③ 堅確性ニーズへの対応
 - 4キャリア化
 - 品質強化
- ④ 顧客のマッチングによる回線数拡大

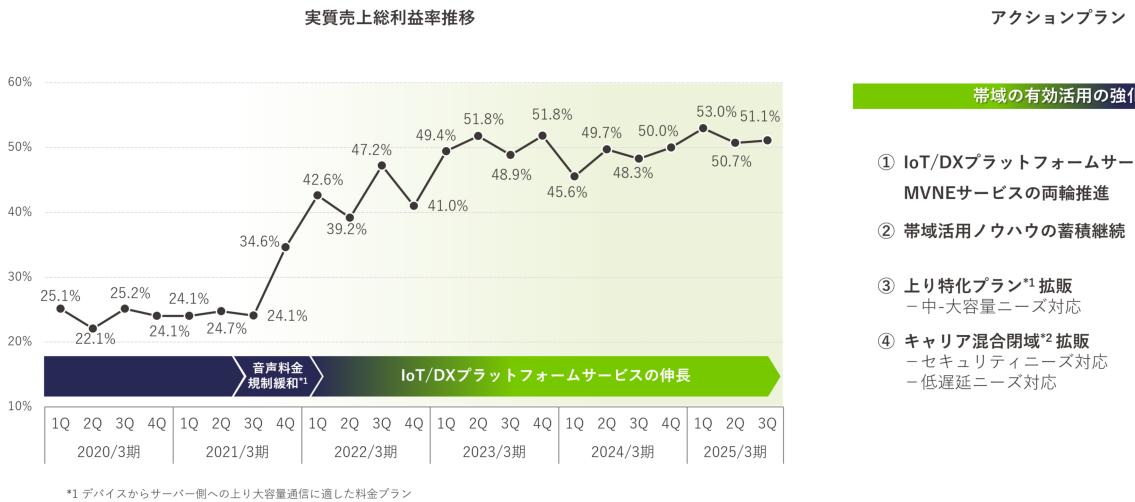


顧客企業例

株式会社ファミリーマート	
大阪ガス株式会社	
IoTガス・CO警報機	
日本中央競馬会	
競走馬トラッキングシステム	
富士フィルムデジタルソリューションズ株式会社	
作業員安全見守り	
株式会社おきでんCplusC	
高齢者見守り	
QUADRAIC株式会社	
交通系決済	
S.RIDE株式会社	
タクシー配車アプリ	
ソニーグループ株式会社	
ロボット	
株式会社カブ&ピース	
株式会社デジタルワレット	
株式会社レキオス	
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	

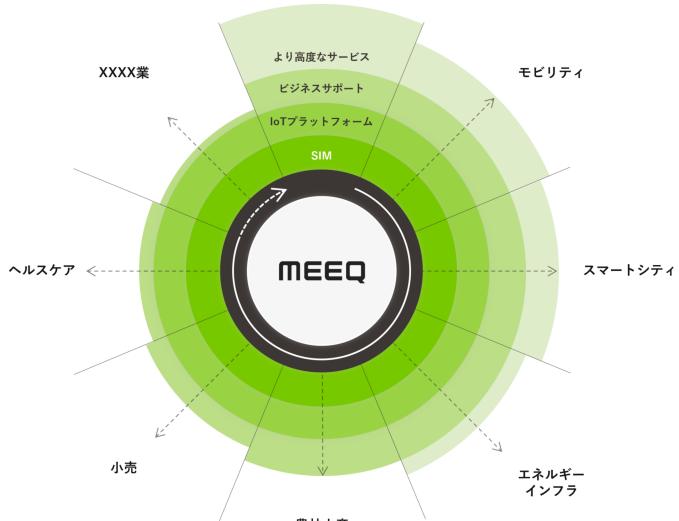
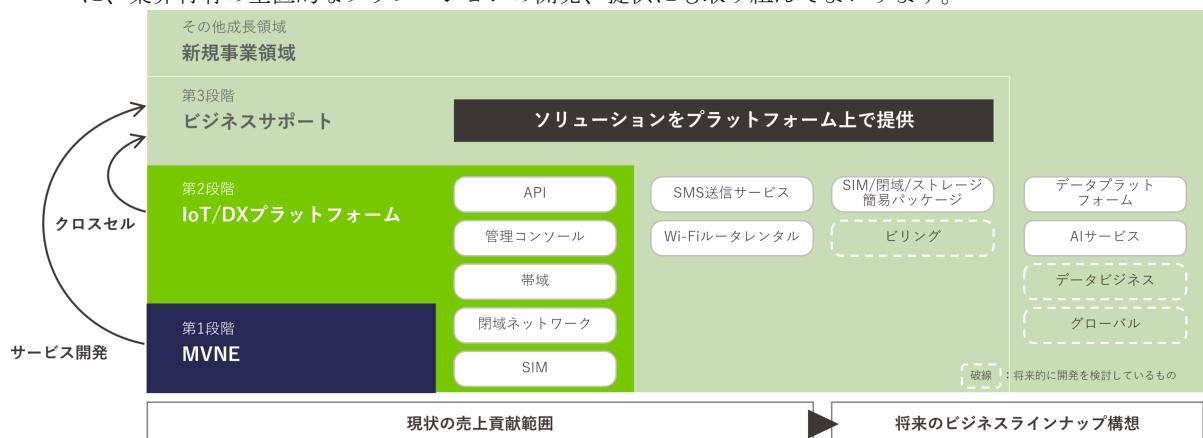
②帶域の有効活用の推進による実質売上総利益率の高水準維持

当社は、契約回線数拡大を進める中でも、高水準の実質売上総利益率を維持してまいりました。高水準の実質売上総利益率は、「IoT/DXプラットフォームサービス」「MVNEサービス」の両サービスを同時展開することによる帶域の有効活用により実現しており、当社ならではの強みと考えております。今後もさらに帶域有効活用を推進し、高水準の実質売上総利益率の確保を目指してまいります。



③IoTビジネスへのエントリーハードル引下げ

「MVNEサービス」で培ったオペレーション構築力やキャリアとの交渉力を活かして、「IoT/DXプラットフォームサービス」の顧客が共通的に抱える課題のソリューションとなるビジネスサポートを開発し、プラットフォーム上で提供してまいります。サービス開発にあたっては、様々な業種の企業とのアライアンス契約を足掛かりに、業界特有の垂直的なソリューションの開発、提供にも取り組んでまいります。



提携先との連携によるプロダクト開発

- 需要が旺盛な業界の実務ノウハウ理解と業界内横展開可能な垂直的ソリューションの開発
- 提携先事業拡大に合わせたソリューションの深化、多様化

マネタイズ手段

- 当社の顧客タッチポイントを通じた業界内拡販
- ソリューションの深化、多様化に合わせたアップセル

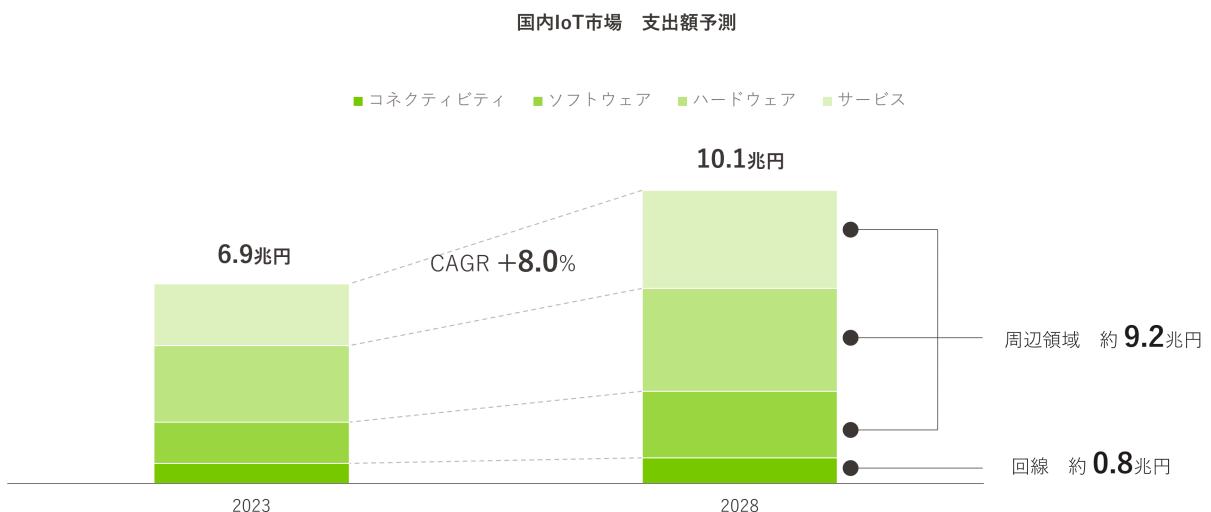
④アライアンスを通じたIoT周辺領域の拡大

多様な産業領域の企業とアライアンスを組むことで、業界に特化した知見の獲得や専用的なサービスの開発と提供が可能になります。各パートナー企業との取組みは同産業内に展開し、将来的には産業を横断してより広範な企業に提供することを目指しております。



(3) 経営環境

IT専門調査会社であるIDC Japan株式会社が、2024年10月に発表した国内IoT (Internet of Things) 市場における産業分野別/テクノロジー別の市場予測によると、国内IoT市場におけるユーザー支出額について、2023年の実績は6兆9,189億円であり、その後、2023年～2028年の年間平均成長率 (CAGR : Compound Annual Growth Rate) 8.0%で成長し、2028年には10兆1,653億円に達するとされ、引き続き、高い成長率を示すと予測されています。



また、リサーチ・コンサルティング企業である株式会社MM総研が、2024年6月に発表した「国内MVNO市場調査（2024年3月末時点）」によると、独自サービス型SIM（MVNO事業者がSIMカードを活用して独自の料金プランで提供する回線サービス）の回線契約数は1,310.4万回線となり、前年同期比で0.1%減となっております。また、同社では、IoT用途での市場拡大により、2025年3月末の独自サービス型SIMの回線契約数を1,420万回線（前年比8.4%増）になると予測されております。

当社のモバイルIoT支援事業がターゲットとするIoT市場やMVNO市場については、引き続き、拡大傾向にあり、今後も当社のモバイル通信へのニーズが高まることが見込まれます。また、IoT市場においては、モバイル通信以外の領域も拡大しており、当社が強化を進めているIoT周辺領域サービスへのニーズも高まることが見込まれます。

独自サービス型SIM市場予測



*1 MVNOがSIMカードを活用して独自の料金プランで提供する回線サービス
出所：MM総研「国内MVNO市場調査（2024年3月末時点）」※各年度3月末時点

(4) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、企業価値の継続的な向上を図る客観的な指標として、契約回線数や実質売上総利益率を重視しております。契約回線数は、売上を拡大させるための基礎となる指標であり、また、実質売上総利益率は当社の効率的な事業運営の指標となると考えております。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

世界的なインフレの進行や急激な円安、国際的な対立や紛争の影響によるエネルギーの供給不足や原材料の高騰など、不透明な状況が継続しております。そのような中、インターネットはあらゆる産業及び局面において、改めて重要なインフラであることが再認識されており、5Gのサービスの普及やWeb3、AIといった技術の普及など、大きな構造の変化も進んでおります。

(インターネット接続サービスにおける市場環境への対応)

スマートフォンやタブレット端末などの高機能モバイル通信機器の普及によるモバイル通信の著しい利便性の向上により、インターネットへの接続がこれまでの固定回線によるものからモバイルデータ通信へと加速度的にシフトしております。ブロードバンドの固定回線は一定の普及により増加率は鈍化している一方で、モバイル通信事業者によるサービスの多様化や、事業者間の競争は激化しております。

当社では、このような環境の変化を機敏に捉え、ユーザーのニーズを見据えた新たなサービスを開発し、いち早く提供を行うなど、必要と考えられる施策を推進しておりますが、今後も5G、6Gといったモバイル通信網の技術革新により、インターネット接続サービスの市場環境は影響を受ける可能性があるため、これらの変化を見据えた事業開発を行うとともに、市場環境の変化にスピーディに対応するためにこれまでの実績や経験に裏付けされた安定したサービスの開発及び適切な戦略投資が重要であると認識しております。

(IoT/AI市場への対応)

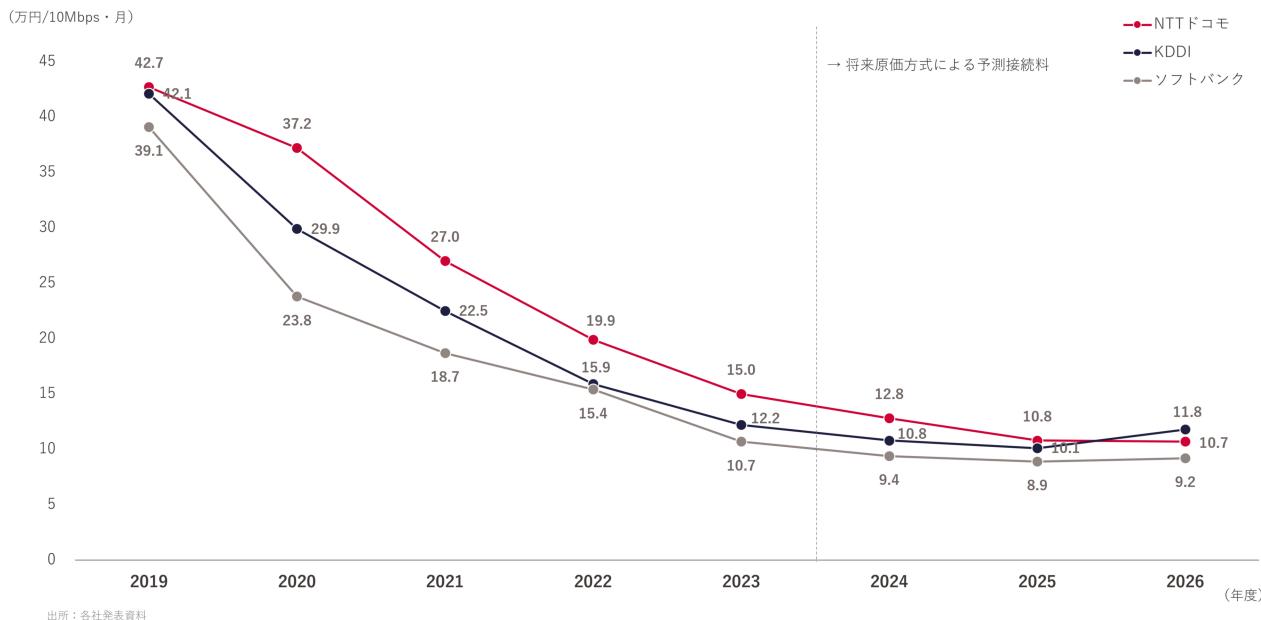
インターネットの普及により、通信分野では機器と機器がデータをやりとりするIoTが急激に拡大しています。また、生成AIの普及・拡大に見られるように、AI関連技術は急速に発達しており、通信とAI関連技術が連携することにより、日々新たなビジネス手法が生まれています。

当社では、これらの新たな市場において重要な役割を担うべく、国内外を問わず多くのパートナー企業との連携を充実させるように努めています。

(接続料動向への対応)

「令和3年度以降適用されるデータ接続料について」（総務省、2023年4月13日）や「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」（総務省、2022年10月）に見られるような「データ接続料の適正化に向けた取組」により、各通信キャリアからのモバイル通信調達に係る調達単価が下落しております。一方で、同時に、当社の顧客に対するモバイル通信提供に係る平均販売単価も下落しております。

当社では、「IoT/DXプラットフォームサービス」、及び「MVNEサービス」のモバイル通信提供以外の各サービスをさらに拡充すること等によって、モバイル通信提供に係る販売単価下落への対応を図っております。



（自社サービスの開発強化）

IoT領域における幅広いニーズに迅速に対応していくため、IoT周辺領域サービスの強化を進めております。すでに海外約180の国・地域で利用できる「MEEQグローバルSIM」、システム開発なくIoTデータを収集・処理する「MEEQデータプラットフォーム」、収集したデータをさまざまに活用できる「MEEQ AI」を開発しております。引き続きニーズに合わせたサービス強化を進めてまいります。

（財務上の課題）

現状においては安定的に利益を計上しており、事業継続に支障を来たすような財務上の課題は認識しておりません。資金需要が生じた場合は自己資金を充当する方針でありますが、金融機関からの借入やエクイティファイナンスも選択肢として対応してまいります。また、収益基盤の維持・拡大を図るために手許資金の流動性確保や金融機関との良好な取引関係が重要であると考えております。費用対効果の検討による各種コストの見直しを継続的に行なうことで、さらなる財務基盤の強化を図ってまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は、“世界を変える、そのイノベーションのそばに。”をVISIONに掲げ、持続可能な社会の実現に向けて、事業を通じた環境・社会課題の解決と社会の発展に貢献することで、持続的成長と企業価値向上の実現を目指しております。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、中長期的な企業の価値向上を目指した経営を推進する基盤として、コーポレート・ガバナンス体制の構築とさらなる高度化に取り組んでおります。また、企業倫理・コンプライアンス・腐敗防止の徹底、プライバシー保護、情報セキュリティ等においてもリスク・コンプライアンス委員会を設置・運用し、全社的に継続的な活動のリスク及び機会の改善、強化に取り組んでまいります。

(2) 戦略

当社は、持続的な成長や事業価値の向上を実現していく上で、人材は最も重要な経営資源であると考えております。毎年積極的な採用を行い、多様性に富んだ優秀な人材を採用することで、事業の成長に取り組める人材の確保と継続的な雇用の創出に努めています。

従業員の働き方については、ライフステージの変化、多様化する価値観に合わせて、生産性高く働ける仕組みを整備しており、すべての人材が活躍できる環境を整えております。また働き方に合わせて、全社総会などの社内行事をハイブリッドで実施し、柔軟な働き方の提供と帰属意識醸成の両立を実現しております。

(3) リスク管理

当社は、経営戦略と連動して、重要なリスク及び機会への対応力を高めるために必要な措置を講じております。当社では事業運営に関し、顧客の重要な情報を保有しております。リスクの中でも、特に情報セキュリティリスクを重視しており、定期的にリスクの分析・評価及びモニタリングを行うことで、リスクの低減を図っております。また、戦略的なリスクマネジメントを推進することで、企業価値を高めることに寄与しているものと考えております。

(4) 指標及び目標

当社はサステナビリティ関連のリスク及び機会に対し、上記のようなガバナンス、戦略、リスク管理をとっていますが、現時点では長期的に評価・管理する指標及び目標の設定は行っておりません。今後、長期的な評価・管理について検討を進める中で、必要がある場合には設定を行います。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 事業環境に関するリスク

① 回線・帯域・設備の調達及びコストについて

[発生可能性：小、影響度：大、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

インターネット上では帯域を多く利用するリッチコンテンツ（注）が急激に増加しており、利用者一人あたりのデータ利用量は急激に増えています。また、リモートワーク・Web会議等の利用が定着したこと、家庭での通信に対する需要が増えたことにより、インターネット業界全体で、帯域の不足が生じる可能性があると考えております。当社では、回線・帯域調達の効率化やデータの最適化を含めた高効率のネットワーク運用を行うなどの努力を行い、また、長年培ってきた技術力を最大限に活かし、これらの環境に対応すべく努めています。

しかしながら、巨額の設備投資が必要となるような技術革新等が進んだ場合には、当社の事業運営及び拡大が制約され、調達の遅れやコスト増加により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

（注）リッチコンテンツとは、音声や音楽、動画、アニメーションなど、動的な要素を含むコンテンツの総称であります。テキストや静止画に比べて表現力が高く、多くの情報を盛り込めることから、リッチ（＝贅沢）コンテンツと呼ばれています。

② 特定の仕入先への依存について

[発生可能性：小、影響度：大、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社は、モバイルIoT支援事業を運営するにあたり、複数の携帯電話事業者からモバイル通信網を調達しています。また、ネットワークに使用するルータ等の機器及びサービス提供や事業運営に利用するソフトウェアのいくつかの製品を購入先である第三者に依存しています。特に、モバイル通信の仕入のうち、株式会社NTTドコモからの仕入が70%以上（2024年3月期実績）となっております。当社は、これら調達先と良好な関係を維持するとともに、事業拡大や効率的なネットワーク運営等を踏まえた調達先の拡大等、通信回線の安定調達を推進していく方針であります。

しかしながら、何らかの要因により通信回線、機器及びソフトウェアの調達に支障が生じた場合は当社の事業運営に影響を与える可能性があるほか、将来において回線調達コストの上昇が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

③ 競合について

[発生可能性：中、影響度：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社の事業は、通信インフラ及び技術力を利用してサービスを提供することを特徴としており、事業開始時に相応の設備投資を必要とするため、競合は存在するものの、比較的参入障壁が高い事業に属していると認識しております。

しかしながら、今後登場する可能性がある他社の競合サービスに対して技術的、価格的に優位性を保持しうる保証はありません。

当社の事業であるモバイルIoT支援事業においては、商品及びサービスの差別化を図るべく諸々の施策を展開しておりますが、競争の激化やその対策のためのコスト負担等が大幅に増えた場合には、収益性や販売力が低下し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

④ 法的規制について

[発生可能性：小、影響度：大、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社の主要な事業活動の前提となる事項について、当社は、顧客に必要な通信回線を提供するため、総務省に対し電気通信事業法に基づく届出電気通信事業者（旧一般第二種電気通信事業者）の届出（届出番号A-31-17043）を行い、他人の通信の媒介を行っております。これにより当社には、通信の秘密の確保等の義務が課せられております。当該届出には有効期間の定めはありませんが、通信の秘密の確保やその他業務運営が適切ではないと判断された場合等に、総務大臣より業務方法の改善やその他の措置が実施されることとなります。現在、電気通信事業者の届出の継続に支障をきたす要因は発生していませんが、届出が取り消された場合、当社の経営成績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

また、現在のところ、電気通信事業に係る規制の強化や大幅な変更等が行われるという認識はありませんが、社会情勢の変化等により規制の強化や大幅な変更等が行われた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 技術革新について

[発生可能性：小、影響度：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社は、通信インフラ等に関連する専門の知識を持った従業員を採用し、通信インフラ技術への対応に努めております。

しかしながら、これらの技術は日々変化しており、何らかの理由で当社において対応が困難であるほどの技術の変化や、巨額な設備投資を必要とする技術革新が起こった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

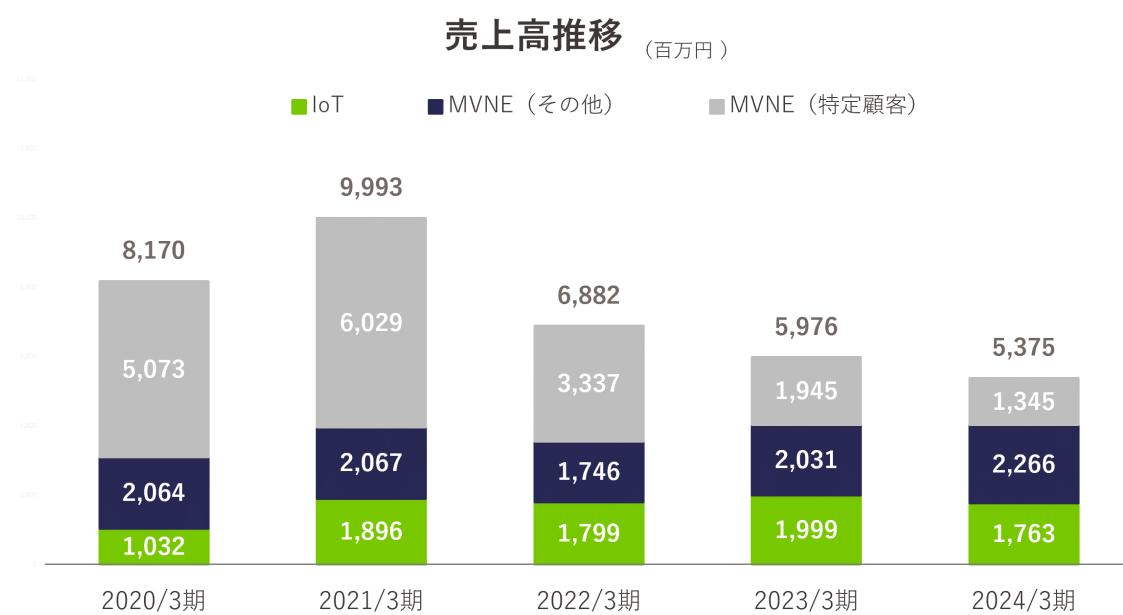
⑥ 特定の取引先に対する売上比率について

[発生可能性：小、影響度：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

2024年3月期における当社の売上高に占める楽天モバイル株式会社及びソフトバンク株式会社（特定顧客）の割合は合計25.0%であり、今後は、新たに取引を開始した株式会社カブ&ピースの影響を受けることが予想されております。特定顧客への売上依存度は、特定顧客のキャリア化により新規取引が発生しなくなつたことから減少傾向にありますが、今後も新規顧客獲得に注力することにより、その依存度の低減を図る方針であります。

しかしながら、当面は当該顧客企業の割合は高い状態が継続するものと考えられ、当該顧客企業における事業サービス動向に影響を受けるほか、事業戦略や取引方針等に変更が生じた場合は、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、ソニーグループに対する売上比率については、(4)①「ソニーグループに対する売上比率について」をご参照ください。



(2) システムに関するリスク

① システム障害について

[発生可能性：中、影響度：大、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社の利用するネットワーク回線及びデータセンターは、迂回経路を確保した冗長構成、大規模地震に耐えられる耐震構造、消防設備、停電時に備えたバックアップ電源等、24時間365日安定した運用ができるよう最大限の業務継続対策が講じられております。

しかしながら、サイバーアタック、システム又はハードウェアの不具合、電力会社の電力不足や大規模停電、想定したレベルをはるかに超える地震、台風、洪水等の自然災害、戦争、テロ、事故等、予測不可能な事態によってシステム障害が発生した場合には、当社の信用が棄損し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② ネットワーク回線、データセンターの賃貸借契約について

[発生可能性：小、影響度：大、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社は、ネットワーク回線及びデータセンターの設備の一部を自社で保有することなく、他社のネットワーク回線及び施設内に、自社の仕様に合わせた機器を設置し、顧客にサービスを提供する形態により事業展開しております。当社としては、ネットワーク回線及びデータセンターの設備所有者との間でサービス提供契約及び賃貸借契約を締結し、契約期間満了後も賃貸借契約の継続を予定しております。

しかしながら、その可能性は低いと判断しておりますが、所有者が何らかの理由で、契約の継続を全部もしくは一部拒絶した場合又は契約内容の変更等を求めてきた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ クラウドサービス上におけるサービス提供について

[発生可能性：小、影響度：大、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社は、外部のクラウドサービス上にシステムを構築した上で各種サービスを提供しており、事業運営においてはクラウドサービスの安定稼働が重要な要素となります。当社は、クラウドサービスの安定稼働にかかる常時監視、障害発生又は予兆検知時のアラート通知等の対応を実施しております。また、通信サービス自体は外部クラウドサービスに依存せずに提供しており、クラウドサービスに障害が生じた場合でも、通信サービスの提供が途絶えることはありません。

しかしながら、システムエラー、人為的な破壊行為、自然災害その他の想定外の事象発生によりクラウドサーバーの停止、コンピュータ・ウイルス、クラッカーの侵入又はその他不具合等によりシステム障害が生じた場合、又は外部クラウドサービスの継続利用に支障が生じた場合には、サービス提供に支障が生じることにより顧客からの損害賠償やその対応にかかる追加費用負担等が発生する可能性があるほか、当社のサービスやブランドに対する信頼性毀損等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) 事業運営に関するリスク

① 資金調達について

[発生可能性：中、影響度：大、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社では、ネットワーク並びにサーバー設備、ソフトウェア、システム等の開発及び調達等に投資し、当社のサービスの更なる差別化を推進して事業拡大を図る計画であります。自己資金を厚く保有することでリスク軽減を図っているものの、計画を実行する上で必要な投資資金の確保が困難な場合、事業機会を逸し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

② 人材の採用と育成について

[発生可能性：中、影響度：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

今後の事業拡大を図る中で、優秀な人材の確保及び育成は不可欠であります。現在も採用による人材の獲得に加え、入社後の社内における研修、各種勉強会の開催、福利厚生の充実等、社員の育成に対応した各種施策を推進しております。

しかしながら、新規の採用や社内における人材の育成が計画どおりに進まず、適正な人員配置が困難になった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 人材の流出について

[発生可能性：中、影響度：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

持続的な成長や事業価値の向上を実現していく上で、人材は最も重要な経営資源であると考えております。従って、特に技術者の流出はサービス提供の生産性維持のリスクであります。日々のコミュニケーション強化の一

層の充実に加えて、競合他社との比較で遜色のない処遇を設計しておりますが、人材が流出した場合には、サービス提供の生産性の低下により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

④ 小規模組織であることについて

[発生可能性：中、影響度：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社は小規模な組織であり、内部管理や業務執行についてもそれに応じた体制となっております。当社では、今後の事業拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強及び内部管理体制や業務執行体制の一層の充実を図っていく方針がありますが、これらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 内部管理体制について

[発生可能性：小、影響度：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社は、企業価値の持続的な向上を図るためにコーコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正及び財務報告の信頼性の確保、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守の徹底が必要であると認識しております。そのためにも、当社では内部管理体制の充実に努めております。

しかしながら、今後の事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑥ コンプライアンス体制について

[発生可能性：小、影響度：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社は、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、全常勤役員及び全従業員を対象として社内研修を実施し、周知徹底を図っております。

しかしながら、これらの取組みにもかかわらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑦ 第三者との係争について

[発生可能性：小、影響度：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社は、法令遵守を基本としたコンプライアンス活動の推進により、役員、従業員の法令違反等の低減努力を実施しております。

しかしながら、当社及び役員、従業員の法令違反等の有無に関わらず、取引先、従業員その他第三者との予期せぬトラブル、訴訟等が発生する可能性があります。これらのトラブル、訴訟が発生した場合は、臨時的な費用の発生やブランドイメージの悪化等により、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑧ 情報セキュリティについて

[発生可能性：小、影響度：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社では、顧客から提供されるデータの管理においては、社内教育の実践、各種データのアクセス権限による制約、書面情報の施錠管理、オフィスの入退室管理等、対策を講じて実践することで社内での機密性確保並びに漏洩防止を図っておりますが、万が一これら機密情報の漏洩が生じた場合、当社への信頼が揺らぎ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑨ 知的財産権について

[発生可能性：小、影響度：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社では第三者の知的財産権を侵害する事態を、調査等を通じ可能な限り回避するべく努力しております。

しかしながら、特許権のすべてを検証し、さらに将来的にどのような特許権が成立するかを正確に把握することは困難であります。このため、当社の事業に現在利用されている技術と抵触関係をなす特許権などの知的財産権を第三者が既に取得している可能性や将来的に当社の事業における必須技術と抵触関係をなす特許権などの知的財産権が第三者に取得される可能性を完全に否定することはできません。また、そのような可能性が現実化した場合には、当該知的財産権に関する侵害訴訟の結果として当社に損害賠償義務が課せられ、また、当社の事業の全部あるいは一部が差し止められ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

⑩ 信用に関するリスク

[発生可能性：中、影響度：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社では、取引先との契約において「取引管理規程」を定め、取引等の可否の判断を行い、顧客ごとに与信限度額を設定して与信管理を実施しておりますが、取引先が経営状況の急激な変化等により資金繰りの悪化や倒産に至り、万一高額な貸倒損失が発生した場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) ソニーグループとの関係性に関するリスク

ソニーグループ株式会社は、本書提出日現在における当社の発行済株式総数の47.5%（間接保有分を含む）を保有しております。

① ソニーグループに対する売上比率について

[発生可能性：小、影響度：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社は、2019年5月までソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社にてMVNE事業及び同社のMVNO事業の支援をしておりましたが、現在は、個社としてMVNE事業を展開し、同社のMVNO事業の支援をしております。同社に対する売上高は、全体の35.0%（2024年3月期実績）となっております。同社以外の販売先の開拓に努めるとともに、同社に対して引き続き高品質なサービスの提供に努めてまいりますが、MVNO市場の競争激化やニーズの変化等により、同社にとってより最適なMVNE事業者が現れた場合には、販売の機会を逸失する事態が発生し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、親会社等である同社との取引については、一般株主との間に利益相反リスクが存在しますが、リスク顕在化防止策として、独立社外取締役で構成される関連当事者取引委員会を設置しております。関連当事者取引委員会において親会社等との取引の合理性と取引条件の妥当性を審議し、取締役会に答申することにより、公平性・透明性・客觀性を強化し、一般株主の利益に十分配慮した対応を実施しております。

② ソニーグループにおける当社の位置づけについて

[発生可能性：小、影響度：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社は、主にソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社との間で当社サービスであるMVNEサービスの提供取引等を行っていますが、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社がその他の関係会社であることによる事業上の制約はなく、当社の経営方針、事業展開及び個々の取引については当社独自の意思決定によっており、一定の独立性が確保されていると認識しております。

しかしながら、当社の経営方針についての考え方や利害関係がソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社等との間で常に一致するとの保証はなく、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社による当社の議決権行使及び保有株式の処分の状況等により、当社の事業運営及び当社普通株式の需給バランスに影響を与える可能性があります。

また、当社はソニーグループ株式会社を中心とした企業集団に属しております。ソニーグループ株式会社の完全子会社であるソニー株式会社の完全子会社（ソニーグループ株式会社の完全孫会社）として当社株式を直接保有するその他の関係会社であるソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（本書提出日現在における当社の発行済株式総数の34.4%を保有）は「エンタテインメント・テクノロジー&サービス」セグメント（提出日現在）に区分され、当社はその中においてMVNE及びIoTプラットフォーム事業を展開する企業として位置付けられております。

ソニーグループ内においては、MVNE及びIoTプラットフォーム事業を展開する企業は他には存在しておりません。このことから、当社事業に係るソニーグループ内における競合は生じておらず、また現時点では今後発生する予定はないものと認識しておりますが、将来的にソニーグループの経営方針に変更が生じた場合等には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

③ ソニーグループとの人的関係について

[発生可能性：小、影響度：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

本書提出日現在、当社取締役5名のうち、その他の関係会社であるソニーグループ株式会社の業務執行者1名を選任しています。兼任している役員は以下のとおりであります。

当社における役職	氏名	兼務先における役職
取締役	渡辺 潤	ソニーグループ株式会社 事業開発プラットフォーム先端インフラ事業探索部門 部門長

なお、現在、当社においてソニーグループ各社よりの出向などの受入は行っておりません。また、取締役小林泰平は、ソニーグループ株式会社の子会社であるSony Block Solutions Singapore Pte. Ltd.のDirectorを兼務しております。

(5) その他のリスクについて

① 自然災害・事故等について

[発生可能性：中、影響度：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社では、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害及び新型インフルエンザ等の感染症の流行が想定を大きく上回る規模で発生した場合には、当社又は当社の取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社では、新型コロナウイルス感染症の流行以降、リモートワークを導入する等、柔軟に事業を継続できる体制の整備を図っております。

② 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

[発生可能性：大、影響度：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社では、役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は17.2%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、当社の株価に影響を与える可能性があります。

なお、新株予約権の内容は、「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

③ 配当政策について

[発生可能性：中、影響度：小、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付けておりますが、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、収益基盤の多様化や収益力強化のための投資に充当することが株主に対する最大の利益還元につながるものと考えております。そのため当社は創業以来、配当を実施しております。

内部留保資金については、財務体質の強化と人員の拡充・育成をはじめとした収益基盤の多様化や収益力強化のための設備投資に活用する方針であります。

将来的には、収益力の強化や事業基盤の整備を実施しつつ、内部留保の充実状況及び企業を取り巻く事業環境を勘案した上で、株主に対して安定的かつ継続的な利益還元を実施する方針でありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

④ 調達資金の使途について

[発生可能性：小、影響度：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

株式上場時における公募増資による調達資金の使途については、事業拡大のための人事費及び採用費、ネットワーク増強費、及びIoT/DXプラットフォームサービス及びMVNEサービス拡充のための開発費に充当する予定であります。

しかしながら、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても、想定どおりの投資効果を得られない可能性があります。また、市場環境の変化が激しく、計画の変更を迫られ調達資金を上記以外の目的で使用する可能性があり、その場合は速やかに資金使途の変更について開示を行う予定であります。

⑤ 当社株式の流動性について

[発生可能性：小、影響度：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし]

当社の株主構成は、事業法人が中心となっており、本公募及び売出しによって当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株東京証券取引所の定める流通株式比率は新規上場時において34.9%となる見込みであります。今後は、既存株主への一部売出しの要請、新株予約権の行使による流通株式数の増加分を勘案し、これらの組み合わせにより、流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により上場時よりも流動性が低下する場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を与える可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。なお、当社の事業はモバイルIoT支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

① 財政状態の状況

第6期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(資産)

当事業年度末における総資産は、前事業年度末に比べて306,311千円増加し、4,275,791千円となりました。これは主に、現金及び預金が252,598千円、ソフトウェア開発に伴いソフトウェア仮勘定が80,618千円増加したことによるものであります。

(負債)

当事業年度末における負債は、前事業年度末に比べて236,517千円減少し、1,155,968千円となりました。これは主に、過年度の誤謬の訂正に伴い未払法人税等が198,852千円、各通信キャリアからのモバイル通信回線の調達単価と連動して一部顧客と実施する精算の金額の減少に伴い未払費用が73,023千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末に比べて542,828千円増加し、3,119,823千円となりました。これは、当期純利益の計上により利益剰余金が542,828千円増加したことによるものであります。

第7期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(資産)

当中間会計期間末における流動資産は4,129,990千円となり、前事業年度末に比べ、573,595千円増加いたしました。これは主に現金及び預金が443,664千円、SIMの調達による前払費用が114,502千円増加したことによるものであります。固定資産は、808,034千円となり、前事業年度末に比べ、88,637千円増加いたしました。これは主にソフトウェア開発に伴い無形固定資産が76,633千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は4,938,024千円となり、前事業年度末に比べ、662,233千円増加いたしました。

(負債)

当中間会計期間末における流動負債は1,425,292千円となり、前事業年度末に比べ、370,471千円増加いたしました。これは主にモバイル通信の仕入により買掛金が203,972千円、未払法人税等が130,072千円増加したことによるものであります。固定負債は81,725千円となり、前事業年度末に比べ、19,422千円減少いたしました。これは主に返済によりリース債務が19,451千円減少したことによるものであります。

この結果、負債は1,507,017千円となり、前事業年度に比べ、351,049千円増加いたしました。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産は3,431,007千円となり、前事業年度末に比べ、311,183千円増加いたしました。これは主に中間純利益の計上により利益剰余金が310,346千円増加したことによるものであります。

第7期第3四半期累計期間（自 2024年4月1日 至 2024年12月31日）

(資産)

当第3四半期会計期間末における流動資産は4,311,640千円となり、前事業年度末に比べ、755,246千円増加いたしました。これは主に新規大型顧客の獲得に伴い売掛金が278,183千円、SIMの調達による前払費用が298,087千円増加したことによるものであります。固定資産は、829,786千円となり、前事業年度末に比べ、110,390千円増加いたしました。これは主にソフトウェア開発に伴い無形固定資産が132,724千円増加したことによるものであります。

この結果、総資産は5,141,427千円となり、前事業年度末に比べ、865,636千円増加いたしました。

(負債)

当第3四半期会計期間末における流動負債は1,459,283千円となり、前事業年度末に比べ、404,463千円増加いたしました。これは主にモバイル通信の仕入により買掛金が108,307千円、主に新規大型顧客からの初期費用受領に伴い契約負債が136,689千円増加したことによるものであります。固定負債は73,703千円となり、前事業年

度末に比べ、27,444千円減少いたしました。これは主に返済によりリース債務が27,487千円減少したことによるものであります。

この結果、負債は1,532,987千円となり、前事業年度に比べ、377,019千円増加いたしました。

(純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は3,608,440千円となり、前事業年度末に比べ、488,616千円増加いたしました。これは主に四半期純利益の計上により利益剰余金が456,811千円増加したことによるものであります。

② 経営成績の状況

第6期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当事業年度の我が国経済におきましては、新型コロナウイルス感染症が鎮静化しつつあり、その中で経済活動の制限が徐々に緩和されるなど、ウィズコロナの生活様式が浸透しつつあります。その一方、ロシアによるウクライナ侵攻や急激な円安による物価上昇など、景気動向についてもいまだ予断を許さない状況が続いております。

このような状況の下、IoT/DXプラットフォームサービスについては、Web広告等による認知度向上やアウトバウンド営業を通じ、IoT/DXプラットフォーム『MEEQ』のアカウント数を順調に伸ばすことができた一方、コロナ禍が収束したことによる家庭用Wi-Fiルータの需要が平常時に戻った影響を受けました。また、MVNEサービスについては、特定顧客のキャリア化に伴う影響を受けるとともに、大手移動体通信事業者によるオンライン専用プランの本格化等により、競争が一段と激しさを増しております。また、各通信キャリアからのモバイル通信回線の調達単価の低下による、顧客への販売単価の下落が起きているものの、利益額については維持できております。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高は5,375,659千円（前年同期比10.0%減）、営業利益785,394千円（前年同期比3.8%減）、経常利益784,648千円（前年同期比3.9%減）、当期純利益542,828千円（前年同期比1.5%増）となりました。

第7期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間会計期間の我が国経済におきましては、景気の緩やかな回復傾向が見られた一方で、不安定な国際情勢等による資源価格の高騰、物価上昇、円安の継続等、先行きが不透明な状況が続きました。

このような状況の下、IoT/DXプラットフォームサービスについては、コロナ禍が収束したことによる家庭用Wi-Fiルータの需要が平常時に戻った影響が続いた一方で、IoT市場の拡大が続く中で、プラットフォームを用いたフル型営業やアライアンスを通じ、効率的に契約回線の獲得を進めました。また、当中間会計期間においては、IoTサービスの運営をサポートする機能を揃えた「MEEQビジネスツールズ」の提供を開始いたしました。MVNEサービスについては、特定顧客のキャリア化に伴う特定顧客の契約回線数減少の影響が続いた一方で、顧客基盤を持ち自社事業とモバイルサービスの連携を望む非通信事業者の取込みに注力いたしました。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高2,705,450千円、営業利益472,134千円、経常利益472,104千円、中間純利益310,346千円となりました。

第7期第3四半期累計期間（自 2024年4月1日 至 2024年12月31日）

当第3四半期累計期間の我が国経済におきましては、景気の緩やかな回復傾向が見られた一方で、不安定な国際情勢等による資源価格の高騰、物価上昇、円安の継続等、先行きが不透明な状況が依然として続きました。

このような状況の下、IoT/DXプラットフォームサービスについては、コロナ禍が収束したことによる家庭用Wi-Fiルータの需要が平常時に戻った影響が徐々に限定的になりながらも続いた一方で、IoT市場の拡大が続く中で、引き続きプラットフォームを用いたフル型営業やアライアンスを通じ、効率的に契約回線の獲得を進めました。MVNEサービスについては、特定顧客のキャリア化に伴う特定顧客の契約回線数減少の影響が徐々に限定的になりながらも続いた一方で、引き続き顧客基盤を持ち自社事業とモバイルサービスの連携を望む非通信事業者の取込みに注力し、当第3四半期累計期間においては新規大型顧客を獲得いたしました。

以上の結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高4,202,946千円、営業利益697,805千円、経常利益696,450千円、四半期純利益456,811千円となりました。

③ キャッシュ・フローの状況

第6期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は2,260,226千円となり、前期末と比べ252,598千円の増加となりました。当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は523,431千円（前年同期は781,919千円の増加）となりました。これは主に、税引前当期純利益784,648千円、減価償却費118,015千円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は248,039千円（前年同期は127,347千円の減少）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出124,130千円、ソフトウェア開発に伴う人件費等による支出123,909千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、減少した資金は22,794千円（前年同期は222,794千円の減少）となりました。これは、リース債務の返済による支出22,794千円によるものであります。

第7期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の期末残高は2,703,889千円となり、前事業年度末に比べ443,664千円増加いたしました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは629,272千円の収入となりました。これは主に、税引前中間純利益472,104千円、仕入債務の増加額233,012千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは169,561千円の支出となりました。これは、ソフトウェア開発に伴う人件費等による支出104,210千円、有形固定資産の取得による支出65,350千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは16,047千円の支出となりました。これは、リース債務の返済による支出16,047千円によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

第6期事業年度、第7期中間会計期間及び第7期第3四半期累計期間の販売実績を示すと以下のとおりであります。なお、当社はモバイルIoT支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の販売実績の記載は省略しております。

サービスの名称	第6期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第7期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		第7期第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	
	金額(千円)	前期比(%)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
IoT/DXプラットフォームサービス	1,763,644	88.2	973,241		1,454,023	
MVNEサービス	3,612,015	90.8	1,732,209		2,748,923	
合計	5,375,659	90.0	2,705,450		4,202,946	

(注) 最近2事業年度、第7期中間会計期間及び第7期第3四半期累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第5期事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		第6期事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		第7期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)		第7期第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	1,998,592	33.4	1,878,842	35.0	1,002,757	37.1	1,495,474	35.6
ソフトバンク株式会社	1,085,516	18.2	778,780	14.5	311,756	11.5	455,649	10.8
楽天モバイル株式会社	779,546	13.0	566,145	10.5	183,742	6.8	260,240	6.2

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計上の見積り」に記載しております。

当社の財務諸表の作成にあたって採用している重要な会計方針は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

② 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

(売上高・営業利益)

当事業年度における売上高は、IoT/DXプラットフォームサービスについてはコロナ禍が収束したことによる家庭用Wi-Fiルータの需要が平常時に戻った影響を受け、MVNEサービスについては特定顧客のキャリア化に伴う影響を受け、減収となりました。一方で、回線利用料等の減少により、売上原価・販売費及び一般管理費は減少しました。また、各通信キャリアからのモバイル通信回線の調達単価の低下による、顧客への販売単価の下落が起きているものの、利益額については維持できております。

その結果、売上高は5,375,659千円（前年同期比10.0%減）、営業利益は785,394千円（同3.8%減）となりました。

(経常利益)

当事業年度における経常利益は784,648千円（前年同期比3.9%減）となりました。

(当期純利益)

当事業年度における当期純利益は542,828千円（前年同期比1.5%増）となりました。

③ キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社は、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。運転資金は自己資金のほか、金融機関からの借入、新株の発行等により、最適な方法による資金調達にて対応する予定であります。なお、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、2,260,226千円となっております。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑤ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、企業価値の継続的な向上を図る客観的な指標として、契約回線数や実質売上総利益率を重視しております。

契約回線数は、売上を拡大させるための基礎となる指標となると考えております。当第3四半期会計期間末における契約回線数は74万回線を超え、前事業年度末に比べ10万回線増加いたしました。特定顧客がMNO化したことによる利用回線数減少の影響があった一方で、IoT/DXプラットフォームサービスについてはモビリティ、スマートシティ、エネルギー・インフラ、農林水産、小売、ヘルスケア等幅広い領域でご利用が広がり、MVNEサービスについては主に大型顧客の新規獲得が奏功し、契約回線数の増加につながっております。

また、実質売上総利益率は、当社の効率的な事業運営の指標となると考えております。上り回線の使用割合が高いIoT/DXプラットフォームサービスと下り回線の使用割合が高いMVNEサービスの両サービスを有することを活かした帯域の有効活用等が奏功し、当第3四半期会計期間の実質売上総利益率は51.1%と良好な水準となっていますと、当社としては認識しております。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手先名	契約の名称	契約内容	契約期間
ミーク株式会社 (契約当時名義：ソニー ネットワークコミュニケーションズ株式会社)	株式会社NTT ドコモ	第3種卸Xiサービスの提供に関する契約書	第3種卸Xi契約の提供条件、各種事務処理及び運用方法、その他第3種卸Xiサービスの提供に当たって必要となる事項に関する契約	合意による解除又は2013年3月22日から第3種卸Xiサービスの廃止まで。
ミーク株式会社 (契約当時名義：ソニー ネットワークコミュニケーションズ株式会社)	株式会社NTT ドコモ	第3種卸Xiサービス(卸Xiユビキタス)の提供に関する契約書	卸Xiユビキタスプランに係るもの提供条件、各種事務処理、運用方法、及びその他卸Xiユビキタスの提供に当たって必要となる事項に関する契約	合意による解除又は2015年3月3日から卸Xiユビキタスの廃止まで。
ミーク株式会社 (契約当時名義：ソニー ネットワークコミュニケーションズ株式会社)	株式会社NTT ドコモ	第2種卸FOMAサービスの提供に関する契約書	第2種卸FOMA契約の提供条件、各種事務処理、運用方法、及びその他第2種卸FOMAサービスの提供に当たって必要となる事項に関する契約	合意による解除又は2016年10月1日から第2種卸FOMAサービスの廃止まで。
ミーク株式会社 (契約当時名義：ソニー ネットワークコミュニケーションズ株式会社)	株式会社NTT ドコモ	第2種卸Xiサービスの提供に関する契約書	第2種卸Xi契約の提供条件、各種事務処理、運用方法、及びその他第2種卸Xiサービスの提供に当たって必要となる事項に関する契約	合意による解除又は2016年10月1日から第2種卸Xiサービスの廃止まで。
ミーク株式会社	株式会社NTT ドコモ	第2種卸5Gサービスの提供に関する契約書	第2種卸5G契約の提供条件、各種事務処理、運用方法、及びその他第2種卸5Gサービスの提供に当たって必要となる事項に関する契約	合意による解除又は2020年5月28日から第2種卸5Gサービスの廃止まで。
ミーク株式会社	株式会社NTT ドコモ	第3種卸5Gサービス(卸タイプ5G)の提供に関する契約書	第3種卸タイプ5Gの提供条件、各種事務処理、運用方法、及びその他第3種卸タイプ5Gの提供に当たって必要となる事項に関する契約	合意による解除又は2020年5月28日から第3種卸タイプ5Gのサービスの廃止まで。
ミーク株式会社	株式会社NTT ドコモ	相互接続協定書	電気通信事業法に基づく電気通信設備の相互接続に関する協定	2021年10月4日から。終了期については接続約款による。
ミーク株式会社 (契約当時名義：ソニー ネットワークコミュニケーションズ株式会社)	KDDI株式会社	卸電気通信サービス契約書	「MVNO事業に関する基本合意書」及び「MVNO事業に関する基本契約書」に基づきKDDI社がソニー ネットワークコミュニケーションズ社に対して電気通信サービスの卸提供を行う際の条件詳細を定めることを目的とした契約	2019年1月15日から。終了期はMVNO事業に関する基本契約書の終了まで。
ミーク株式会社	KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社	相互接続協定書	電気通信事業法に基づく電気通信設備の相互接続に関する協定	2022年4月15日から。終了期については接続約款による。
ミーク株式会社 (契約当時名義：ソニー ネットワークコミュニケーションズ株式会社)	ソフトバンク株式会社	基本契約書(卸)	ソフトバンク社がソニー ネットワークコミュニケーションズ社に提供するサービスやSIMカード等に関する基本的事項についての契約	2017年6月1日から2018年5月31日まで。但し一方当事者からの変更又は終了の意思表示が無い場合は1年間の自動更新とし、以降も同様。
ミーク株式会社	ソフトバンク株式会社	相互接続協定書	電気通信事業法に基づく電気通信設備の相互接続に関する相互協定	2022年4月20日から。終了期については接続約款による。

(注) 上記契約の契約会社名及び相手先名は、すべて2025年1月31日現在の商号によります。

また、本書提出日現在、上記契約は有効に更新されています。

6 【研究開発活動】

第6期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

第7期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

第7期第3四半期累計期間（自 2024年4月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第6期事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、主要サービスの利用拡大、安定的にサービスを提供するための処理速度の維持・向上、また、市場ニーズ、技術革新等に対応した新しいサービスの提供を主目的として、設備投資を行っております。

当事業年度の設備投資額は328,707千円となりました。このうち主なものは、ソフトウェアの開発、通信機器の取得等となっております。

なお、当社はモバイルIoT支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

第7期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当中間会計期間の設備投資額は167,261千円となりました。このうち主なものは、ソフトウェアの開発、通信機器の取得等となっております。

なお、当社はモバイルIoT支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当中間会計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

第7期第3四半期累計期間（自 2024年4月1日 至 2024年12月31日）

当第3四半期累計期間の設備投資額は242,632千円となりました。このうち主なものは、ソフトウェアの開発、通信機器の取得等となっております。

なお、当社はモバイルIoT支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当第3四半期累計期間において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (人)
		建物附属設備	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	リース資産	合計	
本社オフィス (東京都渋谷区)	事務所用設備等	19,361	37,503	130,230	—	187,094	59 (5)
データセンター (全国6ヶ所)	通信機器等	—	125,263	13,226	122,170	260,659	—
その他	通信機器等	—	25,896	—	—	25,896	—

- (注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定は含まれておりません。
2. 現在休止中の主要な設備はありません。
3. 本社オフィスは賃借しており、年間賃借料（当事業年度）は39,189千円であります。
4. データセンター（全国6ヶ所）は賃借しており、年間賃借料（当事業年度）は27,616千円であります。
5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
6. 当社はモバイルIoT支援事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】（2025年1月31日現在）

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	37,040,000
計	37,040,000

(注) 2024年11月18日開催の取締役会決議により、2024年12月4日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は36,669,600株増加し、37,040,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	発行数 (株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,720,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は、100株であります。
計	9,720,000	—	—

(注) 1. 2024年11月18日開催の取締役会決議により、2024年12月4日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は9,622,800株増加し、9,720,000株となっております。

2. 2024年11月18日開催の臨時株主総会決議により、2024年11月18日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

決議年月日	2021年2月10日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社代表取締役 1名 (注1)
新株予約権の数 (個) ※	10,100 (注2)
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※	普通株式 10,100 [1,010,000] (注2)、(注8)
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	20,288 [203] (注3)、(注8)
新株予約権の行使期間 ※	自 2021年2月19日～2031年2月18日 (注4)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) ※	発行価格 20,758 [207.7] 資本組入額 10,379 [104] (注8)
新株予約権の行使の条件 ※	(注5)
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	(注6)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	(注7)

※ 最近事業年度の末日 (2024年3月31日) における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在 (2025年1月31日) にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を [] 内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき470円で有償で発行しております。

2. 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1万100株とし、本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。本新株予約権1個あたりの目的である株式の数 (以下、「付与株式数」という。) は、当社普通株式1株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割 (当社普通株式の無償割

当てを含む。以下同じ。) 又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日(上場日を含む。)が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

4. 行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

5. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
 - (a) 2万288円(ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき(ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。)。
 - (b) 2万288円(ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき(ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)。
 - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、2万288円(ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき(ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。
 - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が2万288円(ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。)を下回る価格となつたとき。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社・関係会社の取締役、監査役もしくは従業員又は、顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会(取締役会設置会社でない場合には株主総会)

が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

6. 謙渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）による承認を要するものとする。

7. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上述に準じて決定する。

(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限

謙渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上述に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上述に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 2024年11月18日開催の取締役会決議により、2024年12月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

当社は、ストックオプション制度に準じた制度として、第2回新株予約権を発行しております。

当社は、現在及び将来の当社の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することで、当社の価値向上に寄与することを目的として、2021年2月10日開催の臨時株主総会決議に基づき、2021年2月12日付でコタエル信託式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託」（以下「本信託」という。）を設定しております。本信託に基づき、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社は受託者に資金を信託し、当社は2022年2月18日にコタエル信託式会社に対して第2回新株予約権を発行しております。

本信託は、当社の現在及び将来の役職員に対して、その功績に応じて、第2回新株予約権10,100個を配分するものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、現在の役職員に対して、将来の功績評価をもとにインセンティブ分配の多寡を決定することを可能とともに、将来採用された役職員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従ってインセンティブを分配することを可能とするものであります。第2回新株予約権の分配を受けた者は、当該新株予約権の発行要領及び取り扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託の概要は以下のとおりであります。

名称	時価発行新株予約権信託
委託者	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
受託者	コタエル信託株式会社（注2）
受益者	交付基準日に受益候補者の中から本信託にかかる信託契約に基づいて指定された者
信託契約日（信託契約開始日）	2021年2月18日
信託の新株予約権数	10,100個
信託期間満了日（交付基準日）	受益者指定権が行使された日
信託の目的	本新株予約権を受益者に引き渡すことを主たる目的とします。
受益者適格要件	特になし

受益者への交付にかかる概要は以下のとおりであります。

交付者の対象範囲	当社の取締役、監査役及び従業員
交付者選定にかかる意思決定プロセス	新株予約権交付ガイドラインに基づき、交付者を選定し、すでに交付済みであります。
交付の開始時期	2024年9月30日付で交付済みであります。

なお、第2回新株予約権の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	2021年2月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	受託者 1名（注2）
新株予約権の数（個）※	10,100（注3）
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,100 [1,010,000]（注3）、（注9）
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	20,288 [203]（注4）、（注9）
新株予約権の行使期間※	自 2021年2月19日～2031年2月18日（注5）
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 20,758 [207.7] 資本組入額 10,379 [104]（注9）
新株予約権の行使の条件※	（注6）
新株予約権の譲渡に関する事項※	（注7）
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	（注8）

※ 最近事業年度の末日（2024年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月

末現在（2025年1月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき470円で有償で発行しております。
2. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日において当社が受益者として指定した、当社役職員70名に交付されております。提出日の前月末現在提出日の前月末現在（2025年1月31日）の付与対象者の区分及び人数は当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員68名となっております。
3. 本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式1万100株とし、本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。付与株式数は、当社普通株式1株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日（2021年2月18日をいう。以下同じ。）後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（又は併合）の比率
- また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。
4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。但し、当社の普通株式が金融商品取引所に上場される前及び上場後45取引日（上場日を含む。）が経過するまでの期間においては、調整前の行使価額をもって時価とみなす。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\frac{\text{新規発行株式数} \times 1\text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の1株あたり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

5. 行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
- (a) 2万288円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
- (b) 2万288円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、2万288円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が2万288円（ただし、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法」において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格となつたとき。
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社子会社・関係会社の取締役、監査役もしくは従業員又は、顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会（取締役会設置会社でない場合には株主総会）が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 上記②は、新株予約権者が当社と契約関係にある信託会社であつて、当該信託会社が信託契約の定めに従い本新株予約権を行使する場合には適用しない。
- ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑦ 当社と付与対象者との間において締結した覚書により、国内外の金融商品取引所での上場後、6か月経過した日まで権利行使できないものとする。
7. 謙渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）による承認を要するものとする。
8. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上述に準じて決定する。
- (7) 謙渡による新株予約権の取得の制限
謙渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議（取締役会設置会社でない場合には株主総会の決議）による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上述に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上述に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 2024年11月18日開催の取締役会決議により、2024年12月4日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の

「払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
2019年5月1日 (注) 1	—	97,200	—	10,000	980,057	980,057
2024年12月4日 (注) 2	9,622,800	9,720,000	—	10,000	—	980,057

- (注) 1. 資本準備金の増加は、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社からMVNE事業の会社分割（吸収分割）により承継を受けたことに伴うものであります。
2. 2024年11月18日開催の取締役会決議により、2024年12月4日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は9,622,800株増加し、9,720,000株となっております。

(4) 【所有者別状況】

2025年1月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	1	2	13	—	—	—	16	
所有株式数 (単元)	—	2,227	15,000	79,973	—	—	—	97,200	
所有株式数の割 合（%）	—	2.3	15.4	82.3	—	—	—	100	

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年1月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 9,720,000	97,200	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であります。なお単元株 式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	9,720,000	—	—
総株主の議決権	—	97,200	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としています。しかしながら、本書提出日現在では事業の成長段階にあることから財務体質の強化及び事業拡大のための内部留保の充実を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。このことから、創業以来配当を実施しておらず、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び事業拡大のための財源として利用していく予定であります。

当社は剰余金を配当する場合は、期末配当の年1回を基本方針としております。また、当社は剰余金の配当を会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議により行う旨を定款に定めております。なお、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

具体的には、代表取締役以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること、並びに監査役が独立性を保ち十分な監査機能を発揮すること等が重要であると考えております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。また、取締役会の諮問機関として社外役員を委員とする指名報酬委員会及び関連当事者取引委員会を、日常的に業務を監視する機関として内部監査室を設置しております。その他に業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入し執行役員を選任しております。これらの各機関が相互に連携し、透明性の高い意思決定、迅速な業務執行及び監査の実効性を担保することが、当社の持続的発展に有効であると考えているため、現在の体制を採用しております。

イ 会社の機関の内容

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役 5 名（うち社外取締役 2 名）で構成され、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。取締役会は、月 1 回の定時取締役会の開催に加え、重要案件が生じた時に臨時取締役会を都度開催しております。取締役会の議長は、代表取締役が務めております。

なお、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監視を行っております。

b. 監査役会

当社は常勤監査役を 1 名（うち社外監査役 1 名）、非常勤監査役 2 名（うち社外監査役 2 名）を選任しており、監査役会規程に従い、原則月 1 回、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会の議長は、常勤監査役が務めております。監査役会では、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。社外監査役は、職務経験や専門的な見地より経営監視をしております。また、常勤監査役は取締役会やその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行状況を監視しております。

c. 指名報酬委員会

当社は当社の取締役の指名、個人別の報酬等の額の決定について、手続きの公正性・透明性・客觀性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図る目的で、任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

指名報酬委員会は小林泰平取締役（社外取締役）を委員長とし、湯淺塾道取締役（社外取締役）、峯村竜太代表取締役の合計 3 名で構成され、年に 1 回以上開催しており、取締役の指名、報酬等の額又はその算定方法の決定に関する検討を行い、指名報酬委員会としての検討結果を取締役会に答申しております。

d. 関連当事者取引委員会

社外取締役 2 名で構成され、関連当事者取引について取引の合理性（必要性）と取引条件の妥当性を審議し、取締役会に答申することにより、ガバナンス機能強化に資することを目的として 2024 年 6 月に設置された任意の諮問機関であります。公正性・透明性・客觀性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

e. 執行役員

当社は、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役会によって選任され、取締役会の決議によって定められた分担に従い、業務執行を行います。

f. リスク・コンプライアンス委員会

当社では「リスク・コンプライアンス規程」を定めており、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、

リスク管理体制を構築しております。

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役を委員長とし執行役員、本部長、室長、部長、常勤監査役で構成されております。

各社員は、例えば、リスクが現に生じ、又は生じるおそれがあると認識したときは、直ちに所属長に報告することとしております。さらに、所属長から報告を受けた担当部門長は、リスクの状況、リスク管理対策及び進捗状況を把握し、担当執行役員、管理業務管轄部門長及び代表取締役に報告することとしております。

g. 内部監査室

代表取締役の直轄組織として他の機関等から独立して内部監査室を設置し、監査を実施しております。また、内部監査室と監査役、会計監査人は適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

h. 会計監査人

当社は、PwC Japan有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

i. 経営会議

代表取締役 執行役員社長、取締役 執行役員副社長、執行役員、本部長、室長、部長、常勤監査役による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図っております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。

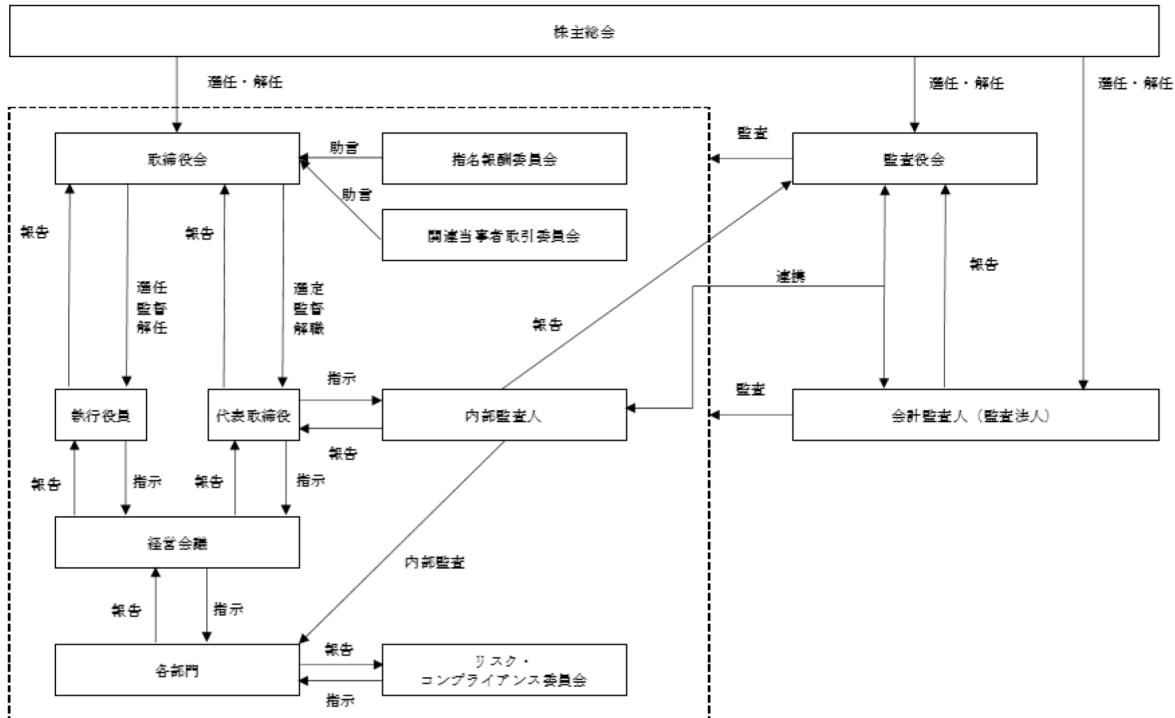
役職名	氏名	取締役会	監査役会	指名報酬委員会	関連当事者取引委員会	リスク・コンプライアンス委員会	経営会議
代表取締役 執行役員社長	峯村 竜太	◎	—	○	—	◎	◎
取締役 執行役員副社長	細井 邦俊	○	—	—	—	○	○
取締役	渡辺 潤	○	—	—	—	—	—
社外取締役	小林 泰平	○	—	◎	○	—	—
社外取締役	湯淺 墾道	○	—	○	◎	—	—
常勤社外監査役	葉山 千勢 (注) 2.	△ (注) 2.	◎	△ (注) 2.	△ (注) 2.	○	○
社外監査役	青木 常子	△ (注) 2.	○	—	—	—	—
社外監査役	平井 彩	△ (注) 2.	○	—	—	—	—

(注) 1. ◎は議長、委員長であります。

2. 構成員外参加者として出席しております。

3. 経営会議、リスク・コンプライアンス委員会には執行役員、各本部・室の本部長及び室長、各部の部長も出席しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下の図のとおりであります。



③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性を高め企業価値向上を進めるため、内部統制システムに関する基本方針及び各種規程を制定し、役職員の責任の明確化を行い、規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。当社の内部統制システムに関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンスの統制方針、体制、行動規範を定めることを目的としたリスク・コンプライアンス規程及び企業行動規範を制定し、法令、定款、社内規程等に則った業務執行を行う。
- 2) 内部監査及び監査役監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
- 3) 内部通報制度の有効性を確保するための規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置する。
- 4) 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 職務の執行に係る文書その他の情報は、文書管理規程、知的財産管理規程及び関連マニュアルを制定し、保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク・コンプライアンス規程及び関連マニュアルを制定・運用するとともに使用人への教育を行う。
- 2) 各業務執行取締役及び執行役員は、その所掌範囲のリスクを洗出し、常に状況を把握するとともに定期的にリスク・コンプライアンス委員会に報告する。当該委員会は、代表取締役を長とし執行役員、本部長、室長、部長、常勤監査役で構成され、リスク・コンプライアンス管理について協議・検討する組織である。
- 3) 内部監査人による内部監査の実施及び指摘事項がある場合、適切かつ速やかに対処する。

- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 執行役員規程等職務執行に関連する規程を整備・運用する。
 - 2) 各組織単位に業務執行取締役又は執行役員を置き、所定の権限を持ち職務執行するとともに、毎月業務執行状況を取締役会に報告する。
 - 3) 決裁規程に基づく各階層の決裁者間で業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
 - 4) 社長、業務執行取締役、執行役員、本部長、部長による経営会議を実施し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

e. 監査役補助人に関する事項

- 1) 監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役補助人を任命し、監査業務の補助に当たらせる。
- 2) 監査役補助人は、監査役の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとする。
- 3) 監査役補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査役の同意を得た上で行うものとし、取締役からの独立性を確保するものとする。
- 4) 監査役補助人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

f. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて報告をするとともに、職務執行の状況、経営に重大な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は関係部署を通じて報告し、監査役と情報を共有する。
- 2) 監査役は、取締役会等重要な会議に出席し、付議事項について情報を共有する。
- 3) 重要な稟議書は、決裁者による決裁後監査役に回付され、業務執行状況が逐一報告される体制とする。
- 4) 監査役に報告を行った者に対し、報告したことを理由とする不利な扱いを禁止する。
- 5) 監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算処理を行う。
- 6) 内部監査人、会計監査人との定期的な連絡会を設け連携を深め、実効的監査が行えるようにする。

g. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進する。
- 2) 内部統制が有効に機能する体制構築を図り、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐよう管理する。
- 3) 財務報告の信頼性を確保するために、内部監査人が核となる評価チームにより、業務プロセスのリスク評価を継続的に実施するとともに、評価結果を取締役社長に報告する。
- 4) 必要に応じて、金融商品取引法等の関連法令との適合性を考慮した上で、諸規程の整備及び運用を行う。

h. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 当社では、反社会的勢力との関係を根絶することを基本的な方針としており、反社会的勢力対応規程において「当会社は、いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」旨を定めております。また、当社使用人向けた反社会的勢力との関係根絶に向けたセミナーの開催や所轄警察署、弁護士等の外部専門機関との連携を図ることで、反社会的勢力による被害の防止を図る取組みを進めています。更に、「特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、不当要求等への適切な対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を実施しております、万一に備えた体制整備に努めています。

ロ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

ハ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款で定めております。

ニ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ホ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等を機動的に実施することを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に特段の定めがある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

ヘ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とし、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

ト 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

チ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し、責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填されません。なお、保険料は全額会社が負担しております。

④ 取締役会、指名報酬委員会の活動状況

イ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を12回開催しております、個々の取締役及び監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役 執行役員社長	峯村 竜太	12回	12回
取締役 執行役員副社長 兼経営業務室長	細井 邦俊	12回	12回
取締役	南谷 克実	12回	8回
取締役	渡辺 潤	12回	11回
社外取締役	湯淺 墓道	2回	2回
常勤社外監査役	葉山 千勢	12回	12回
社外監査役	平井 彩	2回	2回
社外監査役	松本 亜希子	12回	12回

(注) 1. 2023年4月から2024年3月までに開催された取締役会の回数は12回であります。また、上記以外に、2023年6月30日に書面決議を行っております。

2. 湯淺墓道氏及び平井彩氏は2024年1月31日開催の臨時株主総会において就任しましたので、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

当事業年度における主な議案としては、事業報告・計算書類の承認、重要な組織及び人事、法令又は定款及び取締役会規程で定められた事項を決定しております。

□ 指名報酬委員会の活動状況

当社は、2025年3月期より指名報酬委員会を設置しており、当事業年度においては指名報酬委員会を開催しておりません。

なお、本書提出日現在、指名報酬委員会を2回開催しております。当委員会においては、3名の委員が全員出席し審議を行い、取締役の指名、報酬等の額又はその算定方法の決定に関して検討を行い、指名報酬委員会としての検討結果を取締役会に答申しております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 5名 女性 3名 (役員のうち女性の比率37.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 執行役員社長	峯村 竜太	1981年2月16日生	2006年4月 株式会社メディア（現アルテリア・ネットワークス株式会社）入社 2011年5月 ソネットエンタテインメント株式会社（現ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）入社 2013年12月 株式会社テレコムフォース（現ライフエレメンツ株式会社）取締役 就任 2019年3月 当社 代表取締役社長 就任 2021年9月 当社 代表取締役 執行役員社長 就任（現任）	(注3)	—
取締役 執行役員副社長 兼経営業務室長	細井 邦俊	1963年10月5日生	1986年4月 東芝システム開発株式会社（現東芝デジタルソリューションズ株式会社）入社 2000年8月 ケーブル・アンド・ワイアレスIDC株式会社入社 2004年11月 ソフトバンクBB株式会社（現ソフトバンク株式会社）入社 2007年7月 ソネットエンタテインメント株式会社（現ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）入社 2019年3月 当社 取締役副社長 就任 2021年9月 当社 取締役 執行役員副社長 就任（現任）	(注3)	—
取締役	渡辺 潤	1972年12月14日生	2011年4月 ソネットエンタテインメント株式会社（現ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社）入社 2016年2月 ソニーモバイルコミュニケーションズ株式会社 VP 就任 2017年4月 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 執行役員SVP 就任 2019年3月 当社 取締役 就任（現任） 2020年10月 ソニーワイヤレスコミュニケーションズ株式会社 代表取締役社長 就任 2021年4月 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 代表取締役 執行役員社長 就任 2024年4月 ソニーグループ株式会社 事業開発プラットフォーム先端インフラ事業探索部門 部門長 就任（現任）	(注3)	—
取締役	小林 泰平	1983年11月17日生	2010年4月 インターブリズム株式会社 入社 2012年10月 Framgia Vietnam Co., Ltd (現Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd.) COO 就任 2013年12月 株式会社フランジア・ジャパン（現Sun Asterisk）入社 2015年9月 Framgia Vietnam Co., Ltd (現Sun Asterisk Vietnam Co., Ltd.) 代表取締役 就任（現任） 2017年12月 株式会社フランジア・ジャパン（現Sun Asterisk） 代表取締役 就任（現任） 2018年12月 グルーヴ・ギア株式会社（現株式会社 Sunterras）取締役 就任 2021年9月 株式会社Trys 取締役 就任 2022年1月 株式会社Trys 代表取締役 就任（現任） 2022年4月 Sony Network Communications Singapore Pte. Ltd. Director (現Sony Block Solutions Singapore Pte. Ltd.) 就任（現任） 2024年6月 当社 取締役 就任（現任）	(注3)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	湯淺 墾道	1970年1月16日生	2002年4月 慶應義塾大学法学部 講師 就任 2004年4月 九州国際大学法学部 講師 就任 2005年4月 九州国際大学法学部 助教授 就任 2008年4月 九州国際大学法学部 教授 就任 2008年9月 九州国際大学 副学長 就任 2011年4月 情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科 教授 就任 2020年4月 情報セキュリティ大学院大学 副学長 就任 2021年4月 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 教授 就任(現任) 2021年4月 独立行政法人日本学生支援機構 情報化統括責任者補佐官 就任(現任) 2022年4月 明治大学大学院グローバル・ガバナンス研究科 専攻主任 就任(現任) 2023年4月 国立研究開発法人科学技術振興機構社会技術研究開発センタープログラム総括 就任(現任) 2024年2月 当社 取締役 就任(現任) 2024年4月 明治大学学長室専門員 就任(現任)	(注3)	—
常勤監査役	葉山 千勢	1971年5月2日生	1995年4月 第一生命保険相互会社(現第一生命保険株式会社) 入社 2004年11月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2015年3月 株式会社セレス 常勤社外監査役 就任 2021年3月 株式会社セレス 社外取締役(常勤監査等委員) 就任 2021年6月 デジタルアーツ株式会社 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2022年6月 当社 常勤社外監査役 就任(現任)	(注4)	—
監査役	青木 常子	1959年8月6日生	1982年4月 株式会社三井銀行(現三井住友銀行) 入行 1991年4月 KPMGピートマーウィック会計事務所(現有限責任あずさ監査法人) 入所 1991年9月 矢矧コンサルタント株式会社 入社 1996年6月 株式会社矢矧経営研究所 入社 1998年10月 株式会社次世代通信研究館 入社 2001年2月 ダイヤモンドキャピタル株式会社(現三菱UFJキャピタル株式会社) 入社 2005年10月 株式会社ネオジャパン社外取締役 就任 2007年1月 株式会社ネオジャパン社外取締役 退任 2019年4月 株式会社ネオジャパン社外取締役 就任 2021年4月 株式会社ネオジャパン社外取締役 退任 2021年4月 株式会社ネオジャパン取締役 就任(現任) 2024年6月 当社 監査役 就任(現任) 2024年11月 モビルス株式会社 社外監査役 就任(現任)	(注4)	—
監査役	平井 彩	1976年4月5日生	2003年10月 弁護士登録 2003年10月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 入所 2013年1月 ソフトバンクモバイル株式会社(現ソフトバンク株式会社) 入社 2014年8月 株式会社経営共同基盤 入社 2016年4月 国土交通省航空局 入局 2018年7月 ことぶき法律事務所 パートナー 就任 2021年4月 三浦法律事務所 パートナー 就任(現任) 2021年12月 株式会社テクニスコ 社外監査役 就任(現任) 2023年1月 株式会社ADKホールディングス 社外取締役(監査等委員) 就任(現任) 2024年2月 当社 監査役 就任(現任)	(注4)	—
計					—

- (注) 1. 取締役小林泰平及び湯淺垦道は社外取締役であります。
 2. 監査役葉山千勢、青木常子及び平井彩は社外監査役であります。
 3. 2024年11月26日から、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 4. 2024年11月26日から、2028年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。本書提出日現在の執行役員の構成は以下のとおりであります。

役職名	氏名
代表取締役 執行役員社長	峯村 竜太
取締役 執行役員副社長兼経営業務室長	細井 邦俊
執行役員	小早川 知昭
執行役員	宮内 祐輔
執行役員兼経営管理室長	安井 允彦

② 社外役員の状況

当社では、社外取締役 2名及び社外監査役 3名を選任しております。

社外取締役である小林泰平は、経営者としての豊富な知識、経験を有しております、経営陣から独立した客観的な視点から当社経営に対する有益な助言を期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役である湯淺墾道は、大学教授としての豊富な知識と経験があり、社外取締役として助言・監督を期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である葉山千勢は、公認会計士として会計に関する専門的知見を有するとともに、監査業務の豊富な経験を有するものであります。なお、本書提出日現在、当社の新株予約権34個（3,400株）を保有しておりますが、それ以外に当社との間で、人的関係、資本的関係、取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である青木常子は、ベンチャーキャピタリストとしての投資、企業育成、IPO領域における豊富な経験に加え、現職での総務人事法務領域における知見を有する者であります。なお、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役である平井彩は弁護士としての高い専門性と豊富な経験を有しております、企業法務に関する専門的知見を有するものであります。なお、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

いずれも社外監査役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断しております。

当社では優秀な人材を社外役員として確保するため、優秀な社外役員が萎縮せずに能力を発揮できる環境を整備する目的で、社外役員の責任限定制度を採用しております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては会社法及び株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の独立性に関する判断基準等を参考とし、高い専門性や豊富な経営経験を有していること等の検討を行っております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役に対しては、経営管理室が窓口となって、適宜必要な報告及び連絡を行うことで、取締役の職務執行を監督及び監査するために必要な情報が把握できる体制としております。

社外取締役は、会計監査人からの各種報告書等についての報告を内部監査人から受けております。また、社外監査役は、常勤社外監査役が会計監査人、内部監査人と適宜ディスカッションすることで情報共有や意見交換し、両者で連携を図っております。この結果は非常勤社外監査役に監査役会等において報告が行われております。

なお、社外監査役、内部監査人及び会計監査人の三者は、必要に応じて協議を行い、連携して企業経営の健全性と透明性の確保に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社は、機関設計として、監査役会設置会社を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（3名全員が社外監査役）で構成され、原則として月1回開催し、必要に応じて臨時開催します。

なお、監査役会は2024年1月開催の臨時株主総会にて監査役1名を増員するとともに設置されており、それ以前は、2022年7月以降、常勤監査役1名及び非常勤監査役1名にて監査役協議会を開催してまいりました。

各監査役は、監査役会で決定した監査計画及び業務分担に基づき、当社の業務全般について、計画的かつ網羅的な監査を実施しております。常勤監査役は、社内の重要会議に出席し必要に応じて意見陳述を行う他、重要な決裁資料等の閲覧や役職員との日常的なコミュニケーションを通じて、常に取締役の業務執行を監視できる体制となっております。定期的に会計監査人及び内部監査人と情報及び意見交換を行い、相互の連携を図りながら監査の実効性の強化を図っております。

監査役会では、監査計画及び業務分担に基づき実施した各監査役の監査業務の報告に基づき、活発な意見交換を実施しております。常勤監査役は、重要会議への出席や重要書類の閲覧、役職員とのコミュニケーションを中心とする日常的な監査活動から得た情報を非常勤監査役と情報を共有しております。

直前事業年度における監査役会等の開催状況は次のとおりであります。

区分	氏名	監査役会等への出席状況
常勤監査役	葉山 千勢	全13回中13回 監査役協議会全10回の出席を含む
非常勤監査役	平井 彩	全3回中3回
非常勤監査役	松本 亜希子	全13回中13回 監査役協議会全10回の出席を含む

なお、監査役平井彩は、2024年1月31日開催の臨時株主総会において新たに選任され、選任後開催されたすべての監査役会に出席しております。

また、2024年6月25日をもって監査役松本亜希子が辞任し、同日開催の定時株主総会決議をもって青木常子が監査役に就任しております。

② 内部監査の状況

代表取締役直轄の組織として内部監査室2名（内部監査室長1名、内部監査担当者1名（経営管理室と兼務））を他の部門から独立した形で設置しております。内部監査人は、事業年度ごとに内部監査計画を策定し、代表取締役の承認を得た上で内部監査を実施し、監査結果を代表取締役及び監査役に対し報告を行っております。また、内部統制の構築、整備及び運用につき評価をし、内部統制上の課題と改善策を助言・提言することで、内部統制の一層の強化を図っております。

また、定期的に直接取締役会へ報告を行うことにより、内部監査の実効性を確保しております。

さらに、内部監査人並びに監査役は、会計監査人と定期的に会合を開催し、課題及び改善事項等の情報共有を行い、相互の連携を高め、効率的かつ効果的な監査を実施するよう努めることで、会社業務の適法性・妥当性の確保に万全を期しています。

③ 会計監査の状況

a 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

b 繙続監査期間

2年間

c 業務を執行した公認会計士

業務執行社員 公認会計士 宮戸 賢市

業務執行社員 公認会計士 新保 智巳

d 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、その他23名であります。

e 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、監査役会規程に則り、会計監査人の職務執行に支障がある等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

当社の監査役会は、会計監査人の独立性及び専門性の有無、品質管理体制、監査実績等を踏まえ、総合的に評価し、会計監査人の監査の方法と結果を相当と認め、当該監査法人を再任することが適当であると判断しております。

f 監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、監査法人に対して評価を行っております。評価は、会計監査人の専門性、適切性、独立性、品質管理、監査報酬の内容・水準、監査役等とのコミュニケーション、経営者等との関係、不正リスクへの対応等の観点から総合的に行っております。また、この評価にあたっては、監査法人と定期的にミーティングを実施し、各々の監査方針、監査計画、期中に発生した問題点等について情報交換を行っております。また、事業年度毎に監査法人から監査報告会において品質管理体制等の報告を受けることで、監査法人の専門性、独立性及び品質管理体制等を確認しております。

④ 監査報酬の内容等

a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
18,000	—	23,000	—

b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬 (aを除く)

該当事項はありません。

c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模、監査日数及び業務の特性等を勘案して決定しております。

e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

最近事業年度の末日においては、会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社ではないため、該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2024年6月25日開催の株主総会において、取締役の報酬を年額150百万円以内、監査役の報酬を30百万円以内と決議されております。取締役の報酬及び監査役の報酬は固定報酬となっております。報酬制度体系は記載のとおりであります。

(固定報酬)

取締役及び監査役の報酬総額は、株主総会にて決議された取締役報酬限度内で定めております。また2025年3月期より設置した取締役会の諮問機関として独立社外取締役を委員長とする任意の指名報酬委員会を設置し同委員会にて取締役が受ける報酬等の方針や取締役の個人別の報酬等の内容を審議のうえ、取締役会に答申することとしております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	28,293	28,293	—	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	20,600	20,600	—	—	—	5

(注) 上記の人数には、無報酬の取締役の人数は含んでおりません。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。なお、当社の中間財務諸表は、第1種中間財務諸表であります。
- (3) 当社の第3四半期会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2024年4月1日から2024年12月31日まで）に係る四半期財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、前事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）及び当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。
なお、PwCあらた有限責任監査法人は、2023年12月1日付でPwC京都監査法人と合併し、同日付で名称をPwC Japan有限責任監査法人に変更しております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、当中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2024年4月1日から2024年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表並びに四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容や変更等を適切に把握し的確に対応するため、会計監査人との緊密な連携や、専門的な情報を有する団体が主催する研修・セミナーへの積極的な参加及び会計専門誌の購読等を行っております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,007,627	2,260,226
売掛金	※1 989,954	※1 905,754
貯蔵品	12	13
前払費用	※1 369,856	※1 335,170
その他	53,302	55,232
流動資産合計	3,420,751	3,556,394
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	31,285	35,142
減価償却累計額	△12,418	△15,781
建物附属設備（純額）	18,868	19,361
工具、器具及び備品	300,541	398,722
減価償却累計額	△167,733	△210,060
工具、器具及び備品（純額）	132,808	188,662
リース資産		
減価償却累計額	136,762	197,234
リース資産（純額）	△52,271	△75,065
建設仮勘定	84,491	122,170
有形固定資産合計	7,596	53,130
無形固定資産		
商標権	3,269	2,860
ソフトウエア	152,532	143,456
ソフトウエア仮勘定	28,167	108,785
無形固定資産合計	183,968	255,101
投資その他の資産		
長期前払費用	—	3,589
繰延税金資産	82,133	38,519
敷金	38,866	38,866
投資その他の資産合計	120,999	80,974
固定資産合計	548,729	719,397
資産合計	3,969,480	4,275,791

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	388,294	※1 380,304
リース債務	22,794	32,773
未払費用	※1 299,220	※1 226,197
未払法人税等	237,283	38,430
未払消費税等	34,343	5,536
契約負債	313,292	332,859
預り金	4,966	6,752
賞与引当金	22,678	31,887
その他	69	83
流動負債合計	1,322,939	1,054,820
固定負債		
リース債務	61,697	89,396
資産除去債務	7,849	11,751
固定負債合計	69,546	101,148
負債合計	1,392,485	1,155,968
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	980,057	980,057
資本剰余金合計	980,057	980,057
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,577,444	2,120,272
利益剰余金合計	1,577,444	2,120,272
株主資本合計	2,567,501	3,110,329
新株予約権	9,494	9,494
純資産合計	2,576,995	3,119,823
負債純資産合計	3,969,480	4,275,791

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金		2,703,889
売掛金		984,625
貯蔵品		11
前払費用		449,672
その他		1,908
貸倒引当金		△10,117
流动資産合計		4,129,990
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備		23,460
減価償却累計額		△5,711
建物附属設備（純額）		17,748
工具、器具及び備品		460,859
減価償却累計額		△244,627
工具、器具及び備品（純額）		216,231
リース資産		193,180
減価償却累計額		△91,163
リース資産（純額）		102,017
建設仮勘定		54,098
有形固定資産合計		390,094
無形固定資産		
商標権		2,655
ソフトウエア		215,018
ソフトウエア仮勘定		114,059
無形固定資産合計		331,734
投資その他の資産		
長期前払費用		2,316
繰延税金資産		45,023
敷金		38,865
投資その他の資産合計		86,205
固定資産合計		808,034
資産合計		4,938,024

(単位：千円)

当中間会計期間
(2024年9月30日)

負債の部

流動負債	
買掛金	584, 276
リース債務	32, 122
未払費用	185, 423
未払法人税等	168, 502
未払消費税等	20, 831
契約負債	381, 103
預り金	6, 708
賞与引当金	37, 452
その他	8, 870
流動負債合計	<u>1, 425, 292</u>
固定負債	
リース債務	69, 945
資産除去債務	<u>11, 780</u>
固定負債合計	<u>81, 725</u>
負債合計	<u>1, 507, 017</u>
純資産の部	
株主資本	
資本金	10, 000
資本剰余金	
資本準備金	<u>980, 057</u>
資本剰余金合計	<u>980, 057</u>
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	<u>2, 430, 618</u>
利益剰余金合計	<u>2, 430, 618</u>
株主資本合計	<u>3, 420, 676</u>
新株予約権	<u>10, 330</u>
純資産合計	<u>3, 431, 007</u>
負債純資産合計	<u>4, 938, 024</u>

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	※1 5,976,244	※1 5,375,659
売上原価	4,155,095	3,681,424
売上総利益	1,821,150	1,694,235
販売費及び一般管理費	※2 1,004,332	※2 908,842
営業利益	816,818	785,394
営業外収益		
固定資産売却益	※1 115	—
還付加算金	796	—
営業外収益合計	911	—
営業外費用		
支払利息	※1 341	1
為替差損	279	247
雑損失	317	498
営業外費用合計	937	746
経常利益	816,791	784,648
税引前当期純利益	816,791	784,648
法人税、住民税及び事業税	320,271	198,205
法人税等調整額	△38,480	43,614
法人税等合計	281,791	241,820
当期純利益	535,001	542,828

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		95,087	3.2	156,789	6.3
II 経費	1	2,841,120	96.8	2,317,681	93.7
当期総製造費用		2,936,206	100.0	2,474,470	100.0
回線原価・工事費		1,218,888		1,206,954	
売上原価		4,155,095		3,681,424	

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
ネットワーク回線費(千円)	2,346,786	1,855,547
業務委託料(千円)	326,965	300,870

【中間損益計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
 (自 2024年4月1日
 至 2024年9月30日)

売上高	2,705,450
売上原価	1,730,885
売上総利益	974,565
販売費及び一般管理費	※ 502,430
営業利益	472,134
営業外収益	
為替差益	77
営業外収益合計	77
営業外費用	
支払利息	107
営業外費用合計	107
経常利益	472,104
税引前中間純利益	472,104
法人税、住民税及び事業税	168,262
法人税等調整額	△6,504
法人税等合計	161,757
中間純利益	310,346

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計		
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	10,000	980,057	980,057	1,042,443	1,042,443	2,032,501	9,494	2,041,995		
当期変動額										
当期純利益				535,001	535,001	535,001		535,001		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							—	—		
当期変動額合計	—	—	—	535,001	535,001	535,001	—	535,001		
当期末残高	10,000	980,057	980,057	1,577,444	1,577,444	2,567,501	9,494	2,576,995		

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本						新株予約権	純資産合計		
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計				
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
当期首残高	10,000	980,057	980,057	1,577,444	1,577,444	2,567,501	9,494	2,576,995		
当期変動額										
当期純利益				542,828	542,828	542,828		542,828		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							—	—		
当期変動額合計	—	—	—	542,828	542,828	542,828	—	542,828		
当期末残高	10,000	980,057	980,057	2,120,272	2,120,272	3,110,329	9,494	3,119,823		

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	816,791	784,648
減価償却費	111,657	118,015
賞与引当金の増減額（△は減少）	2,435	9,208
売上債権の増減額（△は増加）	54,079	84,200
前払費用の増減額（△は増加）	△64,901	31,097
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△13,683	△1,931
仕入債務の増減額（△は減少）	△90,221	△37,030
未払消費税等の増減額（△は減少）	43,507	△28,807
未払費用の増減額（△は減少）	△135,514	△60,323
預り金の増減額（△は減少）	1,808	1,785
契約負債の増減額（△は減少）	4,231	19,567
その他	△42	59
小計	730,148	920,488
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	51,771	△397,058
営業活動によるキャッシュ・フロー	781,919	523,431
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△9,109	△124,130
有形固定資産の売却による収入	460	—
無形固定資産の取得による支出	△118,697	△123,909
投資活動によるキャッシュ・フロー	△127,347	△248,039
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△200,000	—
リース債務の返済による支出	△22,794	△22,794
財務活動によるキャッシュ・フロー	△222,794	△22,794
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	431,779	252,598
現金及び現金同等物の期首残高	1,575,848	2,007,627
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,007,627	※1 2,260,226

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当中間会計期間
 (自 2024年4月1日
 至 2024年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー

税引前中間純利益	472,104
減価償却費	83,855
貸倒引当金の増減額（△は減少）	10,117
賞与引当金の増減額（△は減少）	5,565
売上債権の増減額（△は増加）	△78,871
前払費用の増減額（△は増加）	△113,229
その他の流動資産の増減額（△は増加）	53,323
仕入債務の増減額（△は減少）	233,012
未払消費税等の増減額（△は減少）	15,296
未払費用の増減額（△は減少）	△71,568
預り金の増減額（△は減少）	△43
契約負債の増減額（△は減少）	48,244
その他	9,654
小計	667,462
法人税等の支払額又は還付額（△は支払）	△38,190
営業活動によるキャッシュ・フロー	629,272

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△65,350
無形固定資産の取得による支出	△104,210
投資活動によるキャッシュ・フロー	△169,561

財務活動によるキャッシュ・フロー

リース債務の返済による支出	△16,047
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,047
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	443,664
現金及び現金同等物の期首残高	2,260,226
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 2,703,889

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 5年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

重要な外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業は、主にモバイル通信サービスを提供する事業であります。当社のモバイル通信サービスは、各種通信回線の利用を可能な状態にしておくサービスであります。そのため当該サービスを一定の期間にわたりサービスを顧客に提供することを履行義務として識別しており、サービスを提供する一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該サービス提供期間にわたり収益を認識しております。なお、これらの履行義務はいずれも直接顧客と契約することにより財又はサービスを提供していることから、代理人に該当するものはありません。

その他、現金以外の対価、返品・返金及びその他の類似の義務を含むものはありません。また、取引の対価は履行義務を充足してから短期に受領しているため、重要な金融要素の調整は行っておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 10年～15年

工具、器具及び備品 3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

重要な外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益としております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込み額を計上しております。

なお、当事業年度においては、貸倒実績はなく、また貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業は、主にモバイル通信サービスを提供する事業であります。当社のモバイル通信サービスは、各種通話回線の利用を可能な状態にしておくサービスであります。そのため当該サービスを一定の期間にわたりサービスを顧客に提供することを履行義務として識別しており、サービスを提供する一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

なお、これらの履行義務はいずれも直接顧客と契約することにより財又はサービスを提供していることから、代理人に該当するものはありません。

その他、現金以外の対価、返品・返金及びその他の類似の義務を含むものはありません。また、取引の対価は履行義務を充足してから短期に受領しているため、重要な金融要素の調整は行っておりません。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 通信サービスの提供期間の見積り

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
売上高	△4,216
契約負債	312,270

過年度に識別された契約負債307,633千円を当期に217,425千円を収益として認識しており、また当期に発生した289,374千円のうち222,062千円を繰り延べています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の事業は、主にモバイル通信サービスを提供する事業であります。当社のモバイル通信サービスは、各種通信回線の利用を可能な状態にしておくサービスであることから、一定の期間にわたりサービスを顧客に提供することを履行義務として識別しており、サービスを提供する一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

また、今後の実績や状況の変化等に起因して、将来において見積りの期間の変更及びそれに伴う売上収益の認識の変動が生じる可能性があります。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 通信サービスの提供期間の見積り

(1) 財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
売上高	△16,380
契約負債	330,288

過年度に識別された契約負債312,270千円を当期に215,788千円を収益として認識しており、また当期に発生した310,444千円のうち233,806千円を繰り延べています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の事業は、主にモバイル通信サービスを提供する事業であります。当社のモバイル通信サービスは、各種通信回線の利用を可能な状態にしておくサービスであることから、一定の期間にわたりサービスを顧客に提供することを履行義務として識別しており、サービスを提供する一定期間にわたり履行義務が充足されると判断し、当該サービス提供期間にわたり収益を認識しております。

また、今後の実績や状況の変化等に起因して、将来において見積りの期間の変更及びそれに伴う売上収益の認識の変動が生じる可能性があります。

(会計方針の変更)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度に与える影響はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(資産除去債務の見積りの変更)

当事業年度において、当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、契約更新に伴い、新たに見積りを入手し、原状回復費用及び使用見込み期間に関する見積りの変更を行いました。

この変更による増加額3,857千円を変更前の資産除去債務に加算しております。

なお、当該見積りの変更により、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ964千円減少しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
流動資産		
売掛金	420,808千円	383,919千円
前払費用	1,127	1,112
流動負債		
買掛金	—	17,818
未払費用	96,840	76,544

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
関係会社への売上高	2,470,488千円	2,182,951千円
関係会社への固定資産売却益	115	—
関係会社への支払利息	341	—

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度43.1%、当事業年度17.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度56.9%、当事業年度83.0%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
減価償却費	88,901千円	95,221千円
賞与引当金繰入額	22,678	31,887
退職給付費用	993	—
給料手当	232,920	346,830
販売促進費	398,980	118,605

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	97,200	—	—	97,200
合計	97,200	—	—	97,200

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権（ストック・オプションとしての新株予約権）	—	—	—	—	—	4,747
	第2回新株予約権（ストック・オプションとしての新株予約権）	—	—	—	—	—	4,747
合計		—	—	—	—	—	9,494

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	97,200	—	—	97,200
合計	97,200	—	—	97,200

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株予約権（ストック・オプションとしての新株予約権）	—	—	—	—	—	4,747
	第2回新株予約権（ストック・オプションとしての新株予約権）	—	—	—	—	—	4,747
合計		—	—	—	—	—	9,494

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金勘定	2,007,627千円	2,260,226千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	2,007,627	2,260,226

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	—	60,472千円

(リース取引関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、データセンター設備であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、データセンター設備であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金については自己資金により賄いますが、短期的な運転資金が必要となる場合には、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等でバランスよく調達していきます。また、資金運用については流動性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金は通常の営業活動に伴い生じたものであり、顧客等の信用リスクに晒されております。これらの信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。敷金は本社オフィスの不動産賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰計画を作成し管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金	38,866	38,856	△9
資産計	38,866	38,856	△9
(1) リース債務（注2）	84,491	84,104	△387
負債計	84,491	84,104	△387

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払費用」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

2. 1年内返済予定のリース債務は、リース債務に含めて表示しております。

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 敷金	38,866	38,630	△235
資産計	38,866	38,630	△235
(1) リース債務（注2）	122,170	121,736	△434
負債計	122,170	121,736	△434

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「未収入金」「買掛金」「未払費用」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略しております。

2. 1年内返済予定のリース債務は、リース債務に含めて表示しております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2023年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）
(1) 敷金	38,866	—
合計	38,866	—

当事業年度（2024年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超5年以内（千円）
(1) 敷金	—	38,866
合計	—	38,866

4. リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2023年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）	5年超（千円）
(1) リース債務	22,794	22,794	22,794	11,555	4,555	—
合計	22,794	22,794	22,794	11,555	4,555	—

当事業年度（2024年3月31日）

	1年以内（千円）	1年超2年以内（千円）	2年超3年以内（千円）	3年超4年以内（千円）	4年超5年以内（千円）	5年超（千円）
(1) リース債務	32,773	32,813	21,613	14,653	10,138	10,178
合計	32,773	32,813	21,613	14,653	10,138	10,178

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2024年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2023年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 敷金	—	38,856	—	38,856
資産計	—	38,856	—	38,856
(1) リース債務	—	84,104	—	84,104
負債計	—	84,104	—	84,104

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 敷金

敷金の時価は、合理的に見積った敷金及び保証金の回収予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、リスクフリーレートがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

(1) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2024年3月31日）

	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 敷金	—	38,630	—	38,630
資産計	—	38,630	—	38,630
(1) リース債務	—	121,736	—	121,736
負債計	—	121,736	—	121,736

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1) 敷金

敷金の時価は、合理的に見積った敷金及び保証金の回収予定時期に基づき、リスクフリーレートで割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、リスクフリーレートがマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

(1) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2021年2月10日	2021年2月10日
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役 1名	受託者 1名（注1）
株式の種類別のストック・オプションの数（注2）	普通株式 10,100株	普通株式 10,100株
付与日	2021年2月18日	2021年2月18日
権利確定条件	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年2月19日～ 2031年2月18日	2021年2月19日～ 2031年2月18日

（注）1. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日において当社が受託者として指定したものに交付されるものであり、2024年9月30日に受益者として当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員68名を指定しております。

2. ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

2023年3月期において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2021年2月10日	2021年2月10日
権利確定前（株）		
前事業年度末	—	10,100
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	10,100
権利確定後（株）		
前事業年度末	10,100	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	10,100	—

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2021年2月10日	2021年2月10日
権利行使価格 (円)	20,288	20,288
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、各種評価技法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	一千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	一千円

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2021年2月10日	2021年2月10日
付与対象者の区分及び人数	当社代表取締役 1名	受託者 1名（注1）
株式の種類別のストック・オプションの数（注2）	普通株式 10,100株	普通株式 10,100株
付与日	2021年2月18日	2021年2月18日
権利確定条件	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。	〔第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況〕に記載のとおりであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2021年2月19日～ 2031年2月18日	2021年2月19日～ 2031年2月18日

(注) 1. 本新株予約権は、コタエル信託株式会社を受託者とする信託に割り当てられており、信託期間満了日において当社が受託者として指定したものに交付されるものであり、2024年9月30日に受益者として当社取締役1名、当社監査役1名、当社従業員68名を指定しております。

2. ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

2024年3月期において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2021年2月10日	2021年2月10日
権利確定前（株）		
前事業年度末	—	10,100
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	—	10,100
権利確定後（株）		
前事業年度末	10,100	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	10,100	—

② 単価情報

	第1回新株予約権 (ストック・オプション)	第2回新株予約権 (ストック・オプション)
決議年月日	2021年2月10日	2021年2月10日
権利行使価格（円）	20,288	20,288
行使時平均株価（円）	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値を見積る方法により算定しております。

なお、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、各種評価技法により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 一千円

当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	7,844千円	11,030千円
未払事業税	21,671	6,266
一括償却資産	1,404	5,319
資産除去債務	2,715	4,065
過年度誤謬の修正	45,936	—
その他	2,722	12,840
繰延税金資産小計	82,292	39,519
評価性引当額	—	—
繰延税金資産合計	82,292	39,519
繰延税金負債		
資産除去債務	△159	△1,001
繰延税金負債合計	△159	△1,001
繰延税金資産純額	82,133	38,519

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

主として、本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から3年と見積り、割引率は主として1.475%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
期首残高	7,840千円	7,849千円
時の経過による調整額（利息費用）	8	46
見積りの変更による増減額	—	3,857
期末残高	7,849	11,751

4. 当該資産除去債務の金額の見積りの変更

注記（会計上の見積りの変更）に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、モバイルIoT支援事業の単一セグメントですが、主要なサービスの収益を分解した情報は、以下のとおりであります。なお、その他の源泉から生じた収益はありません。

(単位：千円)

	モバイルIoT支援事業
IoT/DXプラットフォームサービス	1,999,139
MVNEサービス	3,977,105
顧客との契約から生じる収益	5,976,244
外部顧客への売上高	5,976,244

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,044,033
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	989,954
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	307,633
契約負債（期末残高）	312,270

契約負債は、主に、通信回線の提供と一体となって顧客にサービスを提供するものとし、その履行義務は顧客が通信回線を利用する期間にわたって充足しております。履行義務が充足する期間は顧客のサービス利用期間とし、その期間は顧客生涯価値から算出する平均継続期間を用いております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

過年度に識別された契約負債307,633千円を当期に217,425千円を収益として認識しており、また当期に発生した289,374千円のうち222,062千円を繰り延べています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

当事業年度	
1年以内	215,788
1年超2年以内	92,865
2年超3年以内	3,617
合計	312,270

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは、モバイルIoT支援事業の単一セグメントであります。主要なサービスの収益を分解した情報は、以下のとおりであります。なお、その他の源泉から生じた収益はありません。

(単位：千円)

モバイルIoT支援事業	
IoT/DXプラットフォームサービス	1,763,644
MVNEサービス	3,612,015
顧客との契約から生じる収益	5,375,659
外部顧客への売上高	5,375,659

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

当事業年度	
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	989,954
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	905,754
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	—
契約負債（期首残高）	312,270
契約負債（期末残高）	330,288

契約負債は、主に、通信回線の提供と一体となって顧客にサービスを提供するものとし、その履行義務は顧客が通信回線を利用する期間にわたって充足しております。履行義務が充足する期間は顧客のサービス利用期間とし、その期間は顧客生涯価値から算出する平均継続期間を用いております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

過年度に識別された契約負債312,270千円を当期に215,788千円を収益として認識しており、また当期に発生した310,444千円のうち233,806千円を繰り延べています。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	230,840
1年超2年以内	95,550
2年超3年以内	3,898
合計	330,288

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は、モバイルIoT支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、モバイルIoT支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	1,998,592	モバイルIoT支援事業
ソフトバンク株式会社	1,085,516	モバイルIoT支援事業
楽天モバイル株式会社	779,546	モバイルIoT支援事業

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	1,878,842	モバイルIoT支援事業
ソフトバンク株式会社	778,780	モバイルIoT支援事業
楽天モバイル株式会社	566,145	モバイルIoT支援事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	東京都港区	7,969,983	インターネット接続サービス	(被所有)直接58.8	当社サービスの提供 営業支援金の支払い 物流業務の委託等 役員兼任	当社サービスの提供	1,998,592	売掛金	356,236
							物流業務の委託、営業支援金の支払い他	549,588	未払費用	68,733

(注) 1. 当社サービスの提供及び物流業務の委託他については、価格交渉の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（非上場）

ソニー株式会社（非上場）

ソニーグループ株式会社（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所（米国）に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	東京都港区	7,969,983	インターネット接続サービス	(被所有)直接58.8	当社サービスの提供 物流業務の委託等 役員兼任	当社サービスの提供	1,878,842	売掛金	338,571
							物流業務の委託他	164,726	未払費用	71,450

(注) 1. 当社サービスの提供及び物流業務の委託他については、価格交渉の上、決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社（非上場）

ソニー株式会社（非上場）

ソニーグループ株式会社（東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所（米国）に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1 株当たり純資産額	264.14円	319.99円
1 株当たり当期純利益	55.04円	55.84円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、2024年12月 4 日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	2,576,995	3,119,823
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	9,494	9,494
(うち新株式申込証拠金 (千円))	—	—
(うち新株予約権 (千円))	(9,494)	(9,494)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	2,567,501	3,110,329
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末 の普通株式の数 (株)	9,720,000	9,720,000

4. 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益 (千円)	535,001	542,828
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	535,001	542,828
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,720,000	9,720,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	新株予約権 2 種類 (新株予約権の 数20,200個)。 新株予約権の詳細は、「第 4 提 出会社の状況 1 株式等の状 況、(2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。	新株予約権 2 種類 (新株予約権の 数20,200個)。 新株予約権の詳細は、「第 4 提 出会社の状況 1 株式等の状 況、(2) 新株予約権等の状況」に 記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2024年11月18日開催の取締役会決議に基づき、2024年12月4日付をもって株式分割を行っております。また、2024年11月18日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2024年12月3日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有権株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	97,200株
今回の分割により増加する株式数	9,622,800株
株式分割後の発行済株式総数	9,720,000株
株式分割後の発行可能株式総数	37,040,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2024年12月4日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたします。

(ストック・オプションとしての新株予約権の交付)

当社は、2024年9月18日開催の取締役会において、当社取締役、監査役及び従業員に対し、ストック・オプションとしての新株予約権を交付することを決議いたしました。なお、ストック・オプション制度の詳細については、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況 ① ストックオプション制度の内容」に記載しております。

【注記事項】

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間会計年度
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

従業員給与及び手当	163,417千円
賞与引当金繰入額	70,359
貸倒引当金繰入額	10,117

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当中間会計年度
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

現金及び預金	2,703,889千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	2,703,889

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、モバイルIoT支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：千円)

	モバイルIoT支援事業
IoT/DXプラットフォームサービス	973,241
MVNEサービス	1,732,209
顧客との契約から生じる収益	2,705,450
外部顧客への売上高	2,705,450

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益	31.93円
(算定上の基礎)	
中間純利益（千円）	310,346
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益（千円）	310,346
普通株式の期中平均株式数（株）	9,720,000

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

2. 当社は、2024年12月4日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり中間純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、2024年11月18日開催の取締役会決議に基づき、2024年12月4日付をもって株式分割を行っております。また、2024年11月18日開催の臨時株主総会において、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

2024年12月3日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有権株式数を、普通株式1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	97,200株
今回の分割により増加する株式数	9,622,800株
株式分割後の発行済株式総数	9,720,000株
株式分割後の発行可能株式総数	37,040,000株

(3) 株式分割の効力発生日

2024年12月4日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	31,285	3,857	—	35,142	15,781	3,364	19,361
工具、器具及び備品	300,541	98,181	—	398,722	210,060	42,327	188,662
リース資産	136,762	60,472	—	197,234	75,065	22,794	122,170
建設仮勘定	7,596	105,566	60,033	53,130	—	—	53,130
有形固定資産計	476,185	268,077	60,033	684,228	300,906	68,484	383,322
無形固定資産							
商標権	4,086	—	—	4,086	1,226	409	2,860
ソフトウェア	454,829	40,046	—	494,875	351,419	49,122	143,456
ソフトウェア仮勘定	28,167	116,964	36,346	108,785	—	—	108,785
無形固定資産計	487,082	157,009	36,346	607,746	352,645	49,530	255,101

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	レンタル機器	26,822千円
リース資産	通信設備	60,472千円
ソフトウェア	ソフトウェアの改修・機能追加	40,046千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	22,794	32,773	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	61,697	89,396	—	2025年～2030年
合計	84,491	122,170	—	—

(注) 1. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	32,813	21,613	14,653	10,138

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	22,678	31,887	22,678	31,887

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表規則等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(千円)
預金	
当座預金	2,260,226
普通預金	0
小計	2,260,226
合計	2,260,226

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	338,571
ソフトバンク株式会社	120,595
楽天モバイル株式会社	82,455
株式会社ピーシーデポコーポレーション	71,770
株式会社レキオス	52,006
その他	240,357
合計	905,754

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
989,954	5,958,610	6,042,810	905,754	87.0	58

ハ. 貯蔵品

区分	金額(千円)
貯蔵品	
印紙・切手	13
合計	13

二. 前払費用

前払費用は、335,170千円であり、主にサービス提供期間にわたり収益を認識したことにより、対応する費用を繰り延べたものとなります。

② 流動負債

イ. 買掛金

相手先	金額 (千円)
株式会社NTT ドコモ	228,882
楽天モバイル株式会社	38,442
ソフトバンク株式会社	34,909
ダイワボウ情報システム株式会社	29,040
KDDI株式会社	26,061
その他	22,970
合計	380,304

ロ. 未払費用

相手先	金額 (千円)
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	71,450
富士ソフト株式会社	29,529
ソフトバンク株式会社	28,068
PwC Japan有限責任監査法人	25,300
株式会社博報堂	15,684
その他	56,166
合計	226,197

ハ. 契約負債

契約負債は、332,859千円であり、その主な内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り) 1. 通信サービスの提供期間の見積り」に記載しております。

(3) 【その他】

最新の経営成績及び財政状態の概況

2025年2月14日開催の取締役会において承認された第7期第3四半期会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）及び第7期第3四半期累計期間（2024年4月1日から2024年12月31日まで）に係る四半期財務諸表は次のとおりあります。

(1) 四半期貸借対照表

(単位：千円)

当第3四半期会計期間
(2024年12月31日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	2,502,371
売掛金	1,183,937
貯蔵品	13
前払費用	633,257
その他	3,677
貸倒引当金	△11,616
流動資産合計	4,311,640

固定資産

有形固定資産	361,290
無形固定資産	387,825
投資その他の資産	80,670
固定資産合計	829,786

資産合計

5,141,427

負債の部

流動負債

買掛金	488,611
リース債務	32,131
未払費用	259,695
未払法人税等	142,139
未払消費税	33,257
契約負債	469,548
預り金	23,443
その他	10,455
流動負債合計	1,459,283

固定負債

リース債務	61,908
資産除去債務	11,794
固定負債合計	73,703

負債合計

1,532,987

純資産の部

株主資本

資本金	10,000
資本剰余金	980,057
利益剰余金	2,577,083
株主資本合計	3,567,141
新株予約権	41,298
純資産合計	3,608,440
負債純資産合計	5,141,427

(2) 四半期損益計算書

第3四半期累計期間

(単位：千円)

当第3四半期累計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年12月31日)

売上高	4,202,946
売上原価	2,728,381
売上総利益	1,474,564
販売費及び一般管理費	776,759
営業利益	697,805
営業外収益	
為替差益	16
営業外収益合計	16
営業外費用	
支払利息	157
雑損失	1,213
営業外費用合計	1,371
経常利益	696,450
税引前四半期純利益	696,450
法人税、住民税及び事業税	241,001
法人税等調整額	△1,363
法人税等合計	239,638
四半期純利益	456,811

[注記事項]

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(セグメント情報等の注記)

当社は、モバイルIoTサービス支援事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係に関する注記)

当第3四半期累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）の償却費は、次のとおりであります。

当第3四半期累計期間

(自 2024年4月1日)

至 2024年12月31日)

減価償却費	131,938 千円
-------	------------

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当第3四半期累計期間（自 2024年4月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	モバイルIoT支援事業
IoT/DXプラットフォームサービス	1,454,023
MVNEサービス	2,748,923
顧客との契約から生じる収益	4,202,946
外部顧客への売上高	4,202,946

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年12月31日)
1 株当たり四半期純利益	47.00円
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	456,811
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	456,811
普通株式の期中平均株式数 (株)	9,720,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は、2024年12月4日付で普通株式 1 株につき100株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益を算定しております。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注1）	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店（注1）
買取手数料	無料（注2）
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL https://www.meeq.com/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、当該事項はなくなる予定であります。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年3月27日	ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 清水 照士	神奈川県厚木市旭町四丁目14番1号	特別利害関係者等（当社の資本的関係会社）	東京センチュリー株式会社 代表取締役社長 馬場高一	東京都千代田区神田練堀町3番地	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注4)	10,000	449,000,000 (44,900)	事業連携を目的とした株式譲渡契約に基づく譲渡による
2024年3月28日	ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社 代表取締役社長 兼 CEO 清水 照士	神奈川県厚木市旭町四丁目14番1号	特別利害関係者等（当社の資本的関係会社）	TIS株式会社 代表取締役社長 岡本安史	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注4)	2,227	99,992,300 (44,900)	事業連携を目的とした株式譲渡契約に基づく譲渡による
2024年5月15日	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 代表取締役執行役員社長 中川 典宜	東京都港区港南一丁目7番1号	特別利害関係者等（当社の資本的関係会社）	株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 細見研介	東京都港区芝浦三丁目1番21号	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注4)	6,681	299,976,900 (44,900)	事業連携を目的とした株式譲渡契約に基づく譲渡による
2024年5月15日	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 代表取締役執行役員社長 中川 典宜	東京都港区港南一丁目7番1号	特別利害関係者等（当社の資本的関係会社）	SMBCベンチャーキャピタル 7号投資事業有限責任組合 無限責任組合員SMBCベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 佐伯友史	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	特別利害関係者等（大株主上位10名及び金融商品取引業者及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社） (注4)	5,000	224,500,000 (44,900)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2024年5月15日	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 代表取締役執行役員社長 中川 典宜	東京都港区港南一丁目7番1号	特別利害関係者等（当社の資本的関係会社）	加賀電子株式会社 代表取締役社長執行役員 門 良一	東京都千代田区神田松永町20番地	特別利害関係者等（大株主上位10名） (注4)	3,000	134,700,000 (44,900)	事業連携を目的とした株式譲渡契約に基づく譲渡による
2024年5月15日	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 代表取締役執行役員社長 中川 典宜	東京都港区港南一丁目7番1号	特別利害関係者等（当社の資本的関係会社）	日本生命保険相互会社 代表取締役社長 社長執行役員 清水博	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	当社株主	2,227	99,992,300 (44,900)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2024年5月15日	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 代表取締役 執行役員社長 中川 典宜	東京都港区港南一丁目7番1号	特別利害関係者等（当社の資本的関係会社）	ヤンマーベンチャーズ2号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 ヤンマーベンチャーズ株式会社 代表取締役社長／代表パートナー 尾田 伸之	大阪府大阪市北区茶屋町1番32号	当社株主	2,227	99,992,300(44,900)	事業連携を目的とした株式譲渡契約に基づく譲渡による
2024年5月15日	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 代表取締役 執行役員社長 中川 典宜	東京都港区港南一丁目7番1号	特別利害関係者等（当社の資本的関係会社）	みずほ成長支援第5号投資事業有限責任組合 無限責任組合員 みずほキャピタル株式会社 代表取締役社長 半田 邦雄	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	特別利害関係者等（金融商品取引業者及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社）	2,227	99,992,300(44,900)	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2024年5月15日	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 代表取締役 執行役員社長 中川 典宜	東京都港区港南一丁目7番1号	特別利害関係者等（当社の資本的関係会社）	あいホールディングス株式会社 代表取締役社長 荒川 康孝	東京都中央区日本橋久松町12番8号	当社株主	1,298	58,280,200(44,900)	事業連携を目的とした株式譲渡契約に基づく譲渡による
2024年5月15日	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 代表取締役 執行役員社長 中川 典宜	東京都港区港南一丁目7番1号	特別利害関係者等（当社の資本的関係会社）	株式会社エアトリ 代表取締役社長 兼 CFO 柴田 裕亮	東京都港区愛宕二丁目5番1号	当社株主	668	29,993,200(44,900)	事業連携を目的とした株式譲渡契約に基づく譲渡による
2024年5月15日	ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 代表取締役 執行役員社長 中川 典宜	東京都港区港南一丁目7番1号	特別利害関係者等（当社の資本的関係会社）	株式会社インバウンドプラットフォーム 代表取締役社長 王 伸	東京都港区新橋六丁目14番5号	当社株主	445	19,980,500(44,900)	事業連携を目的とした株式譲渡契約に基づく譲渡による
2024年9月30日	コタエル信託株式会社 代表取締役 社長 松田 良成	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	新株予約権信託の受託者	細井 邦俊	埼玉県蕨市	特別利害関係者等（当社取締役）	新株予約権4,002個	—(—)(注6)	新株予約権信託から新株予約権交付のため
2024年9月30日	コタエル信託株式会社 代表取締役 社長 松田 良成	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号	新株予約権信託の受託者	栗山 千勢	—	特別利害関係者等（当社監査役）	新株予約権34個	—(—)(注6)	新株予約権信託から新株予約権交付のため

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下、「同取引所」）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度（「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。以下同じ。）の末日から起算して2年前の日（2022年4月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行ってい

る場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第231条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載するものとするとされております。

2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下、「役員等」という。）、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 当該移動により、特別利害関係者等（大株主上位10名）となりました。
5. 移動価格算定方式は次のとおりであります。
第三者機関においてDCF法（ディスカウンテッド・キャッシュフロー法）等により算出した価格を総合的に勘案して、当事者間が協議のうえ、決定いたしました。
6. 無償で譲渡しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社 ※1	東京都港区港南一丁目7番1号	3,342,700	28.47
ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社 ※1	神奈川県厚木市旭町四丁目14番1号	1,277,300	10.88
峯村 竜太 ※2	神奈川県横浜市鶴見区	1,010,000 (1,010,000)	8.60 (8.60)
東京センチュリー株式会社 ※1	東京都千代田区神田練塀町3番地	1,000,000	8.52
株式会社ファミリーマート ※1	東京都港区芝浦三丁目1番21号	668,100	5.69
SREホールディングス株式会社 ※1	東京都港区赤坂一丁目8番1号	500,000	4.26
MICイノベーション5号投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号	500,000	4.26
大阪瓦斯株式会社 ※1	大阪府大阪市中央区平野町四丁目1番2号	500,000	4.26
SMBCベンチャーキャピタル7号投資事業有限責任組合 ※1	東京都中央区八重洲一丁目3番4号	500,000	4.26
細井 邦俊 ※3	埼玉県蕨市	400,200 (400,200)	3.41 (3.41)
加賀電子株式会社 ※1	東京都千代田区神田松永町20番地	300,000	2.56
TIS株式会社 ※1	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	222,700	1.90
日本生命保険相互会社 ※1	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	222,700	1.90
ヤンマーベンチャーズ2号投資事業有限責任組合 ※1	大阪府大阪市北区茶屋町1番32号	222,700	1.90
みずほ成長支援第5号投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区内幸町一丁目2番1号	222,700	1.90
— ※4	—	160,200 (160,200)	1.36 (1.36)
あいホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋久松町12番8号	129,800	1.11
— ※4	—	95,400 (95,400)	0.81 (0.81)
— ※4	—	95,400 (95,400)	0.81 (0.81)
— ※4	—	95,400 (95,400)	0.81 (0.81)
株式会社エアトリ	東京都港区愛宕二丁目5番1号	66,800	0.57
株式会社インバウンドプラットフォーム	東京都港区新橋六丁目14番5号	44,500	0.38
— ※4	—	40,800 (40,800)	0.35 (0.35)
— ※4	—	10,200 (10,200)	0.09 (0.09)
— ※4	—	4,600 (4,600)	0.04 (0.04)
— ※4	—	4,500 (4,500)	0.04 (0.04)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
— ※4	—	4,500 (4,500)	0.04 (0.04)
— ※4	—	4,400 (4,400)	0.04 (0.04)
— ※4	—	4,400 (4,400)	0.04 (0.04)
— ※4	—	4,200 (4,200)	0.04 (0.04)
— ※4	—	3,900 (3,900)	0.03 (0.03)
— ※4	—	3,500 (3,500)	0.03 (0.03)
葉山 千勢 ※5	—	3,400 (3,400)	0.03 (0.03)
— ※4	—	3,300 (3,300)	0.03 (0.03)
— ※4	—	3,300 (3,300)	0.03 (0.03)
— ※4	—	3,200 (3,200)	0.03 (0.03)
— ※4	—	3,200 (3,200)	0.03 (0.03)
— ※4	—	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
— ※4	—	3,000 (3,000)	0.03 (0.03)
— ※4	—	2,900 (2,900)	0.02 (0.02)
— ※4	—	2,800 (2,800)	0.02 (0.02)
— ※4	—	2,700 (2,700)	0.02 (0.02)
— ※4	—	2,700 (2,700)	0.02 (0.02)
— ※4	—	2,400 (2,400)	0.02 (0.02)
— ※4	—	2,400 (2,400)	0.02 (0.02)
— ※4	—	2,300 (2,300)	0.02 (0.02)
— ※4	—	2,300 (2,300)	0.02 (0.02)
— ※4	—	2,200 (2,200)	0.02 (0.02)
— ※4	—	2,100 (2,100)	0.02 (0.02)
その他 37名	—	28,900 (28,900)	0.25 (0.25)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計	—	11,740,000 (2,020,000)	100.00 (17.21)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※1 特別利害関係者等(大株主上位10名)

※2 特別利害関係者等(当社代表取締役)

※3 特別利害関係者等(当社取締役)

※4 特別利害関係者等(当社従業員)

※5 特別利害関係者等(当社監査役)

2. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てしております。

3. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

2025年2月10日

ミーク株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

宍戸 賢市

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

新井 智己

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミーク株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第5期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミーク株式会社の2023年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年2月10日

ミーク株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

宍戸 賢市

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

新井 智己

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準ずる監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているミーク株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミーク株式会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の中間財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月10日

ミーク株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

宇戸賢市

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

新井智巳

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第216条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられているミーク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ミーク株式会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において

て中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の四半期財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年2月10日

ミーク株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

宇戸賢市

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

新井智巳

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」に掲げられているミーク株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第7期事業年度の第3四半期会計期間（2024年10月1日から2024年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2024年4月1日から2024年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、ミーク株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に

関する会計基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上